

利根町空家等対策計画 (第 2 期)



令和5年4月改定
利根町

目 次

第1章 計画の趣旨

- (1) 計画策定の背景と目的..... 1
- (2) 計画の位置付け..... 1

第2章 利根町の現状

- (1) 人口と世帯数..... 2
- (2) 空家等の現状と実態..... 6
- (3) 課題の整理..... 19

第3章 空家等対策に係る基本的な方針

- (1) 基本的な方針..... 20
- (2) 対象区域..... 20
- (3) 対象となる空家等..... 20
- (4) 指標の設定..... 21
- (5) 計画期間..... 21
- (6) 組織体制及び役割..... 22

第4章 空家等対策の具体的な取り組み

- (1) 空家等の適正管理..... 23
- (2) 空家等の利活用..... 28
- (3) 空家等の発生予防..... 29

資料編

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法..... 30
- ・利根町空家等の適正管理に関する条例..... 36
- ・利根町空き家・空き地バンク制度実施要綱..... 40
- ・利根町空き家バンク助成金交付要綱..... 47
- ・利根町空家等対策計画（第1期）に基づく取組..... 55

第1章 計画の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

急激に進行する少子高齢化のなかで、空き家に関する問題は、全国的に表面化しています。特に適正な管理がされていないまま放置されている状態の空き家は、現在も増加傾向にあり、防災・防犯・安全・環境・景観保全等の面で地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしており、早急な解決が求められています。

国では、空家問題に対応するため平成26年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という）が公布され、平成27年に施行されました。

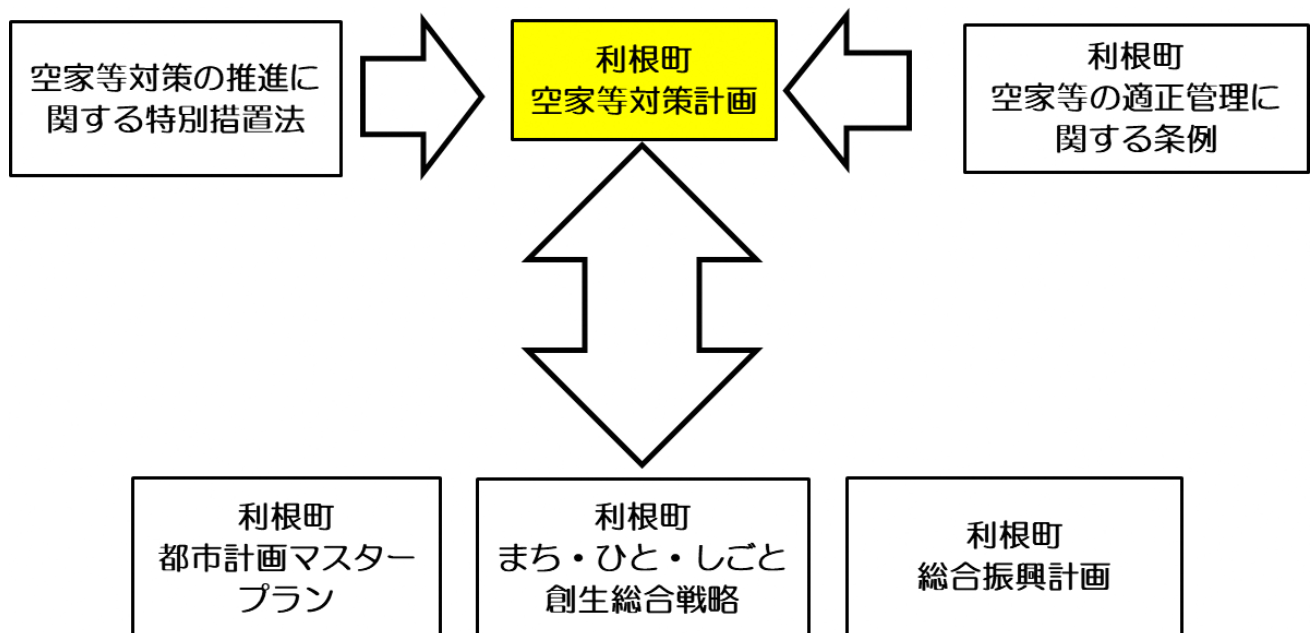
本町においても、法第7条の規定に基づき、利根町空家等対策協議会の設置及び空家等に関する対策を協議し、平成30年4月に「利根町空家等対策計画（第1期）」を策定し、空家等に係る様々な問題を解決するため、「予防」「適正管理」「活用」の取組を進めてきました。

第2期の計画では、第1期の取り組み及び対策に加え、行政、町民、事業者等が連携し多面的に各種施策の取り組みを進めることで、町民が安全・安心に暮らせることのできる生活環境を確保するとともに、まちづくりの活性化を図ることを目的として策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、法第6条の規定に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

なお、本計画は、「利根町総合振興計画」や「利根町都市計画マスタープラン」及び「利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図り定めるものとします。



第2章 利根町の現状

(1) 人口と世帯数

昭和30年当時の人口は、9,746人（昭和30年国勢調査）でした。

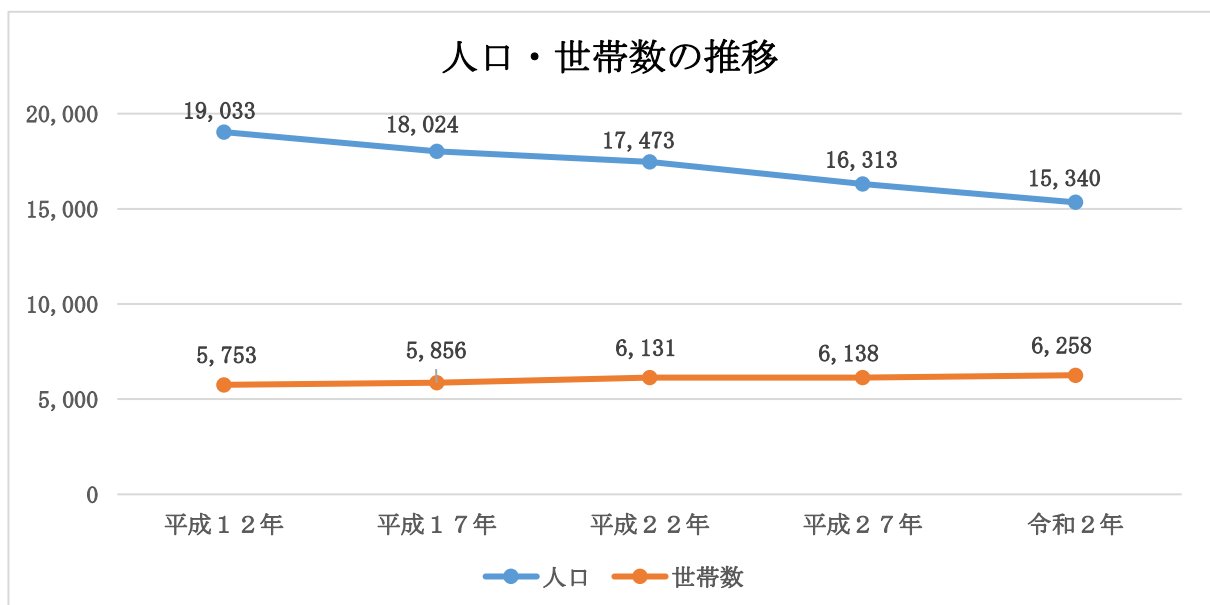
昭和40年代後半から首都圏のベッドタウンとして住宅開発が行われ、人口が急増し平成5年には21,000人台まで増加しましたが、その後、令和2年（令和2年国勢調査）までの経過を見てみると、人口は年々減少しております。また、平成12年から、世帯数の増加が見られましたが、平成12年1世帯あたり3.3人と令和2年1世帯あたり2.5人を比較すると、人員の小規模化が進んでいます。

●人口・世帯数の推移

令和2年の国勢調査では、本町の人口は15,340人、世帯数は6,258世帯となっています。

年	人口	世帯数
平成12年	19,033	5,753
平成17年	18,024	5,856
平成22年	17,473	6,131
平成27年	16,313	6,138
令和2年	15,340	6,258

(出典：令和2年国勢調査)



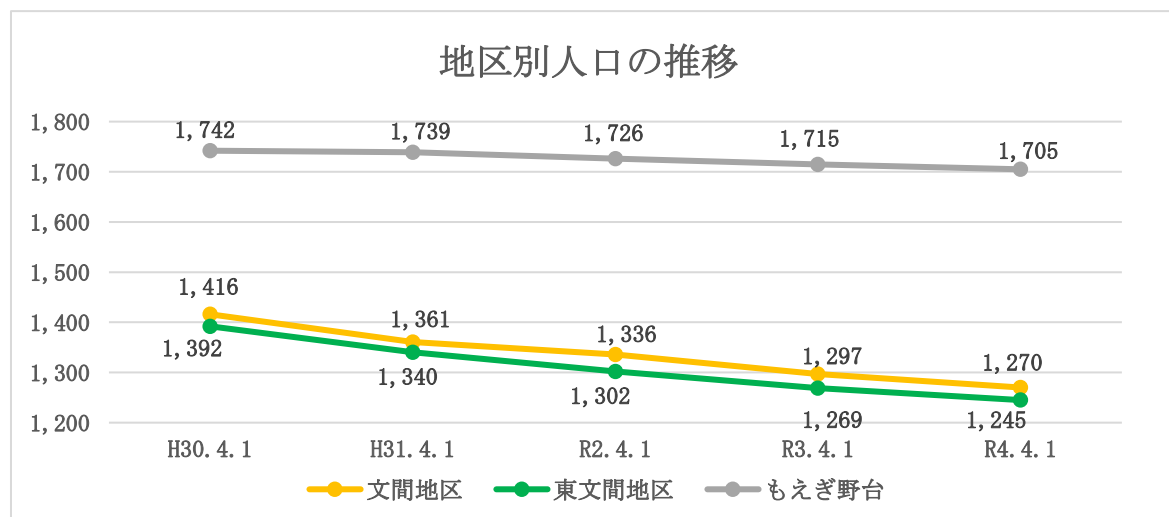
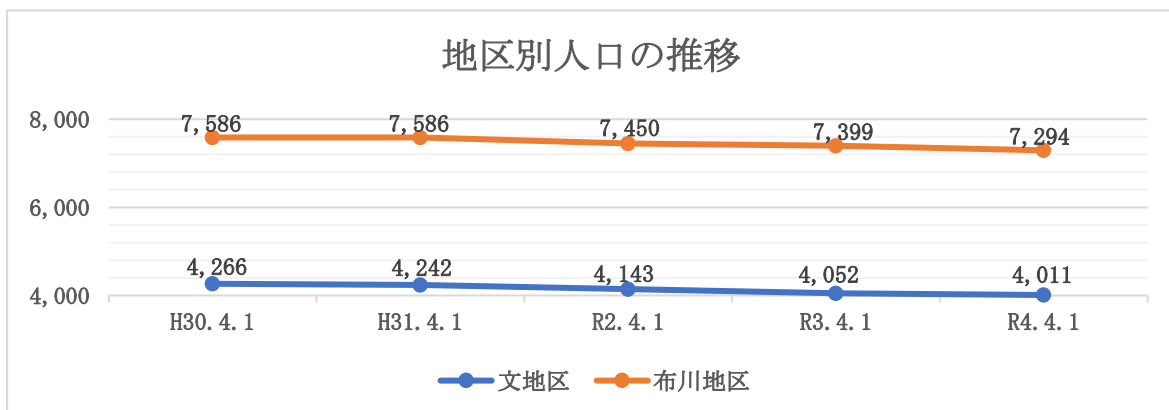
●地区別の人口の推移

人口を地区別にみると、各地区とも減少傾向が目立ちます。

(単位：人)

地区名	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
文地区	4,266	4,242	4,143	4,052	4,011
布川地区	7,586	7,586	7,450	7,399	7,294
文間地区	1,416	1,361	1,336	1,297	1,270
東文間地区	1,392	1,340	1,302	1,269	1,245
もえぎ野台	1,742	1,739	1,726	1,715	1,705
合計	16,402	16,268	15,957	15,732	15,525

(出典：利根町住民基本台帳)



●地区別人口数（令和4年4月1日現在）

各地区の世帯数，男女別の人口内訳は次のとおりです。

	行政区	世帯	男	女	計		行政区	世帯	男	女	計
文 地 区	早尾	44	46	51	97	文 間 地 区	奥山	28	39	37	76
	早尾台	606	591	660	1,251		押戸	149	175	171	346
	大平	16	15	14	29		大房	152	184	192	376
	横須賀	83	95	103	198		立木	215	236	236	472
	羽根野	90	96	99	195		小計	544	634	636	1,270
	羽根野台	827	807	874	1,681	東 文 間 地 区	羽中	86	109	106	215
	上曾根	65	73	78	151		福木	73	81	94	175
	下曾根	21	29	34	63		中谷	112	134	141	275
	下井	20	25	23	48		立崎	71	74	81	155
	押付新田	61	72	68	140		惣新田	67	81	91	172
	中田切	71	85	73	158		加納新田	97	116	124	240
	小計	1,904	1,934	2,077	4,011		東奥山新田	6	7	6	13
							小計	512	602	643	1,245
布 川 地 区	押付本田	9	13	11	24	も え ぎ 野 台	一丁目	119	163	163	326
	内宿	97	103	100	203		二丁目	47	71	63	134
	浜宿	18	19	24	43		三丁目	168	225	222	447
	中宿	66	69	78	147		四丁目	153	203	203	406
	馬場	193	205	245	450		五丁目	138	194	198	392
	布川台	292	295	200	495		小計	625	856	849	1,705
	上柳宿	75	71	71	142						
	下柳宿	101	114	120	234						
	谷原	29	40	29	69						
	三番割	18	18	8	26						
	白鷺	247	252	254	506						
	ニュータウン	835	835	808	1,643						
	フレッシュタウン	900	897	940	1,837						
	八幡台	143	138	149	287						
	太子堂	16	18	18	36						
	北郷	3	8	5	13						
	四季の丘1丁目	141	183	208	391						
四季の丘2丁目	272	369	379	748							
小計	3,455	3,647	3,647	7,294		合計	7,040	7,673	7,852	15,525	

(出典:利根町住民基本台帳)

●地区別人口数（平成30年4月及び令和4年4月の比較）

各地区とも、全体的に令和4年度までの5年間で減少しています。現在でも高齢者の方が多く、今後も減少が加速していくことが見込まれます。（単位：人）

	行政区	H30	R4	増減		行政区	H30	R4	増減	
文 地 区	早尾	102	97	▲5	文 間 地 区	奥山	86	76	▲10	
	早尾台	1,315	1,251	▲64		押戸	380	346	▲34	
	大平	31	29	▲2		大房	412	376	▲36	
	横須賀	216	198	▲18		立木	538	472	▲66	
	羽根野	208	195	▲13		小計	1,416	1,270	▲146	
	羽根野台	1,759	1,681	▲78	東 文 間 地 区	羽中	234	215	▲19	
	上曾根	181	151	▲30		福木	193	175	▲18	
	下曾根	70	63	▲7		中谷	299	275	▲24	
	下井	47	48	▲1		立崎	179	155	▲24	
	押付新田	154	140	▲14		惣新田	194	172	▲22	
中田切	183	158	▲25	加納新田		274	240	▲34		
小計	4,266	4,011	▲255	東奥山新田		19	13	▲6		
布 川 地 区	押付本田	28	24	▲4		小計	1,392	1,245	▲147	
	内宿	231	203	▲28		も え ぎ の 台	一丁目	317	326	▲9
	浜宿	49	43	▲6			二丁目	143	134	▲9
	中宿	166	147	▲19	三丁目		473	447	▲26	
	馬場	508	450	▲58	四丁目		419	406	▲13	
	布川台	464	495	▲31	五丁目		390	392	▲2	
	上柳宿	149	142	▲7	小計	1,742	1,705	▲37		
	下柳宿	263	234	▲29						
	谷原	86	69	▲17						
	三番割	25	26	▲1						
	白鷺	564	506	▲58						
	ニュータウン	1,750	1,643	▲107						
	フレッシュタウン	1,943	1,837	▲106						
	八幡台	316	287	▲29						
	太子堂	37	36	▲1						
	北郷	15	13	▲2						
	四季の丘1丁目	381	391	▲10						
四季の丘2丁目	611	748	▲137							
小計	7,586	7,294	▲292	合計	16,402	15,525	▲877			

（出典：利根町住民基本台帳）

(2) 空家等の現状と実態

①空家数の推移（一戸建・長屋建・共同住宅を含む）

総務省が実施した「住宅・土地統計調査」による利根町の空き家数は、平成30年調査では750戸でした。平成25年調査と比較すると、130戸減少しています。

空家等の割合（一戸建・長屋建・共同住宅を含む）

茨城県 住宅総数1,328,900戸 空家等数197,200戸

空家等の割合14.84%

利根町 住宅総数6,940戸（世帯） 空家等数750戸

空家等の割合10.81%

■空家率推移

		H25	H30
全 国	(1)住宅総数	60,628,600件	62,407,400件
	(2)空宅総数	8,195,600件	8,488,600件
	(3)空家率	13.52%	13.60%
	(4)売却用住宅戸数	308,200件	293,200件
	(5)賃借用住宅戸数	4,291,800件	4,327,200件
茨城県	(1)住宅総数	1,268,200件	1,328,900件
	(2)空宅総数	184,700件	197,200件
	(3)空家率	14.56%	14.84%
	(4)売却用住宅戸数	4,900件	4,500件
	(5)賃借用住宅戸数	104,100件	105,400件
利根町	(1)住宅総数	6,968件	6,940件
	(2)空宅総数	880件	750件
	(3)空家率	12.63%	10.81%
	(4)売却用住宅戸数	— 件	80件
	(5)賃借用住宅戸数	— 件	40件

(出典:平成30年住宅・土地統計調査)

※住宅・土地統計調査は、一定条件に基づく抽出調査であり、調査結果の数値は推計値となっているため、合計は一致しない場合があります。

②実態調査結果について（一戸建）

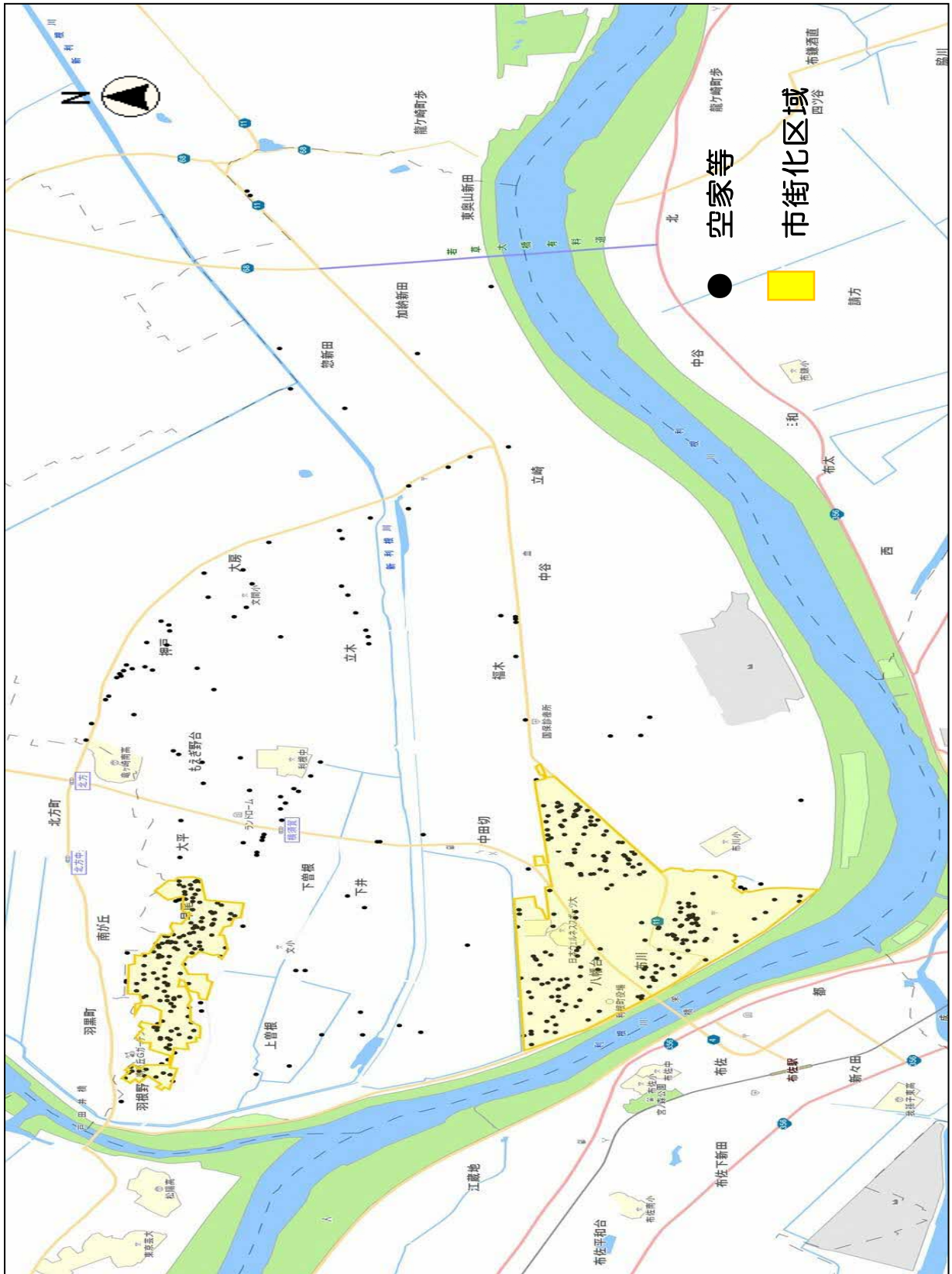
本町では、令和3年度に36行政区区長のご協力のもと町内全域を対象に居住者が不在で空き家と思われる建築物の実態調査を行いました。その結果町内には、空き家等と思われる建築物が437戸点在していることが判明しました。

●地区別空き家等の現状

地区名	世帯数	空き家等数	業者管理	地区名	世帯数	空き家等数	業者管理
押付本田	10	0	0	早尾	46	1	0
内宿	95	12	2	太平	16	2	0
浜宿	18	6	1	横須賀	80	16	1
馬場	215	8	0	羽根野	87	2	0
谷原	48	4	0	上曾根	65	7	0
中宿	68	1	0	下曾根	21	0	0
上柳宿	76	2	0	下井	20	2	0
下柳宿	104	6	0	押付新田	60	3	0
布川台	265	4	0	中田切	74	2	0
白鷺の街	258	34	0	羽根野台	827	68	2
八幡台	150	7	1	早尾台	603	73	4
利根ニュー タウン	845	66	3	もえぎ野台	630	5	1
利根フレッ シュタウン	906	41	2	羽中	86	4	0
四季の丘	405	5	1	福木	72	4	0
奥山	28	2	0	中谷	108	2	0
押戸	150	18	0	立崎	69	6	1
大房	152	7	0	加納新田	107	3	0
立木	222	12	0	惣新田	68	2	0
合計	7,054 世帯		空家数	437 戸		(内業者管理分	19 戸)

●空家等の分布状況

利根町にある空家等の約7割が新興住宅地に集中しています。



③空き家所有者アンケート

●対象

令和4年3月31日現在、437件の空家等所有者等を対象にアンケート調査を実施しました。

437件にアンケートを送付した結果、回答件数167件(回答率38.22%)でした。
(アンケート送付 令和4年6月17日 / 回答期限 6月30日)

●調査項目

- ・空家等所有者等の状況
- ・所有する空家等の状態
- ・空き家になった理由
- ・空き家の管理状態
- ・空き家の活用に関すること
- ・町への要望

<空き家の所有者の方の意向調査>
あなたの所有している住宅について、当てはまる番号に○をつけてください。
番号で4ページあります。

6月12日(月)までにご返速ください。

問1 あなたが所有している住宅はどの地区に建っていますか。(1つに○)

1 春日地区 2 天地区 3 東大塚地区 4 大塚地区

問2 現在、住宅を使用していますか。(1つに○)

1 自分または家族が住んでいる 5 物置として利用している
2 賃貸に出している 6 空き家のままである
3 売却、賃貸済 7 その他
4 解体している。(複数回答可)

問3 所有している住宅の築年数はいつ頃ですか。(1つに○)

1 昭和20年以前 6 昭和10年～平成14年
2 昭和21年～昭和30年 7 平成15年～平成17年
3 昭和31年～昭和40年 8 平成18年以降
4 昭和41年～昭和50年 9 わからない
5 昭和51年～昭和59年 10 平成19年以降

問4 空き家になった時期はいつ頃ですか。(1つに○)

1 昭和27年以前 6 平成10年～平成14年
2 昭和28年～昭和30年 7 平成15年～平成17年
3 昭和31年～昭和40年 8 平成18年以降
4 昭和41年～昭和50年 9 平成19年以降
5 平成1年～平成9年 10 平成10年以降

問5 現在、空家等はどのような状況ですか。(複数回答可)

1 廃壊が、でも住める状態である
2 多少の修繕で住める状態である
3 防火設備が整った空家で放置されている
4 閉鎖している
5 解体・建築等が実施されている
6 わからない
7 その他()

問6 空き家になった理由はなぜですか。(複数回答可)

1 住んでいた人が死んだため
2 住んでいた人が転居したため
3 相続へ空家を継承し、売却したため
4 転居などで長期不在のため
5 親戚や知人が、入居していない
6 家族人が転居したため
7 相続などのため取得したが、住む人がいないため
8 相続人がきまらないうえ
9 その他()

問7 空き家にしている理由はなぜですか。(複数回答可)

1 他に持ち家がない 4 将来使う予定がある
2 家族に受け継がれる 5 将来譲る予定がある
3 他人に買たない 6 その他()

問8 空き家の維持管理を定期的に行っていますか。(1つに○)

1 している 2 していない

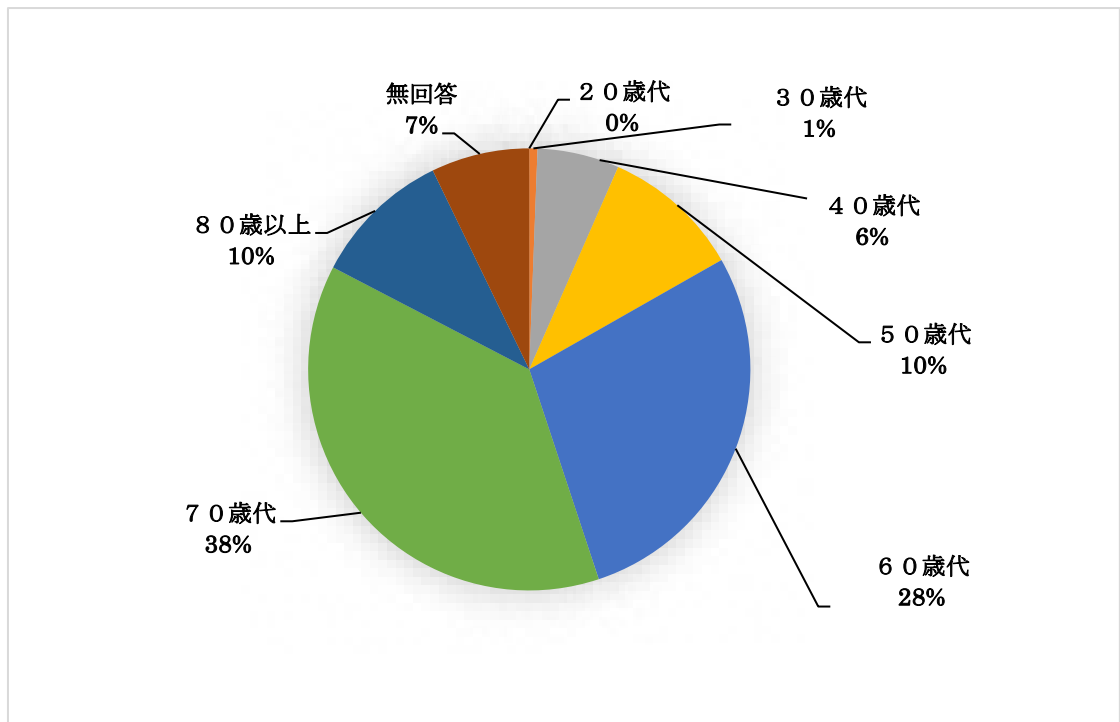
問9 必要かまでと答えた方の内訳を2番お答えください。(複数回答可)

1 費用に足らずに、維持管理ができない
2 費用の確保で維持管理ができない
3 高齢のため、維持管理ができない
4 維持管理が継続のため、維持管理ができない
5 その他()

■所有者等の状況

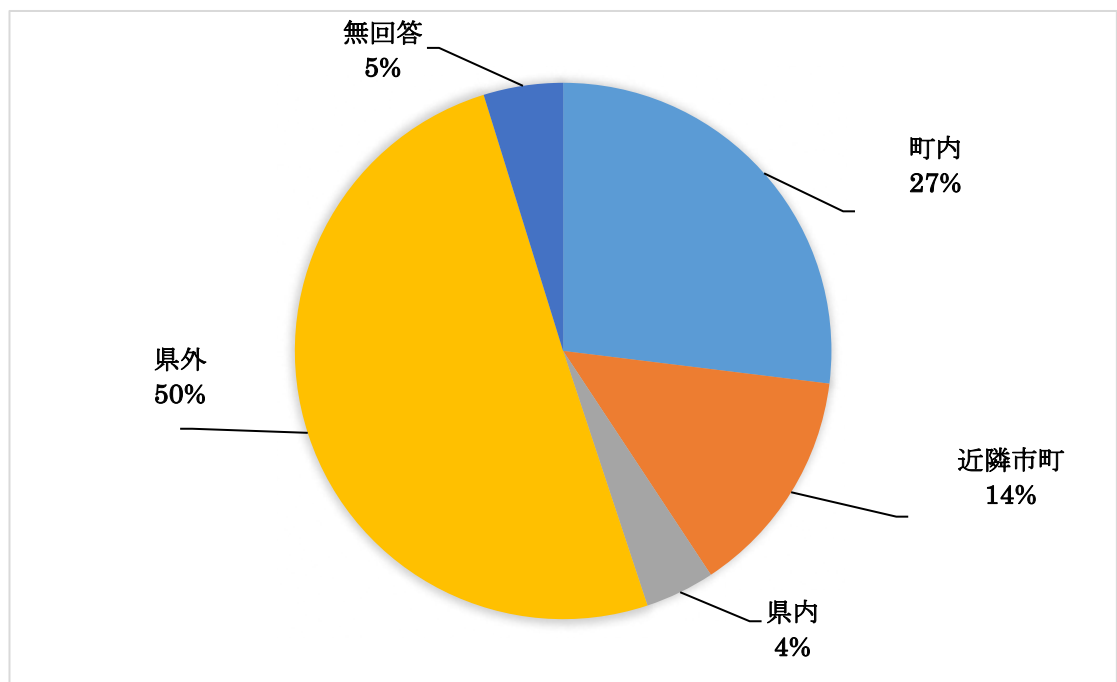
①所有者等の年齢

「60歳代」以上が76%で、高齢者の方が多いことがわかります。



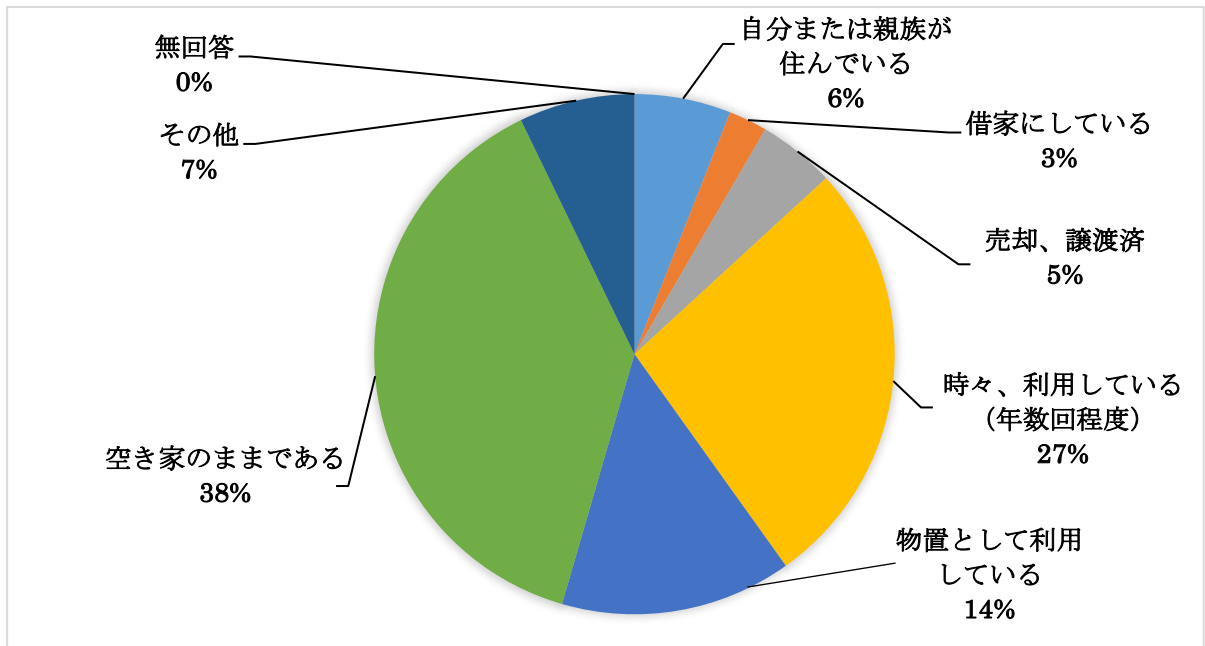
②所有者等の所在地

「県外」が50%を占めています。



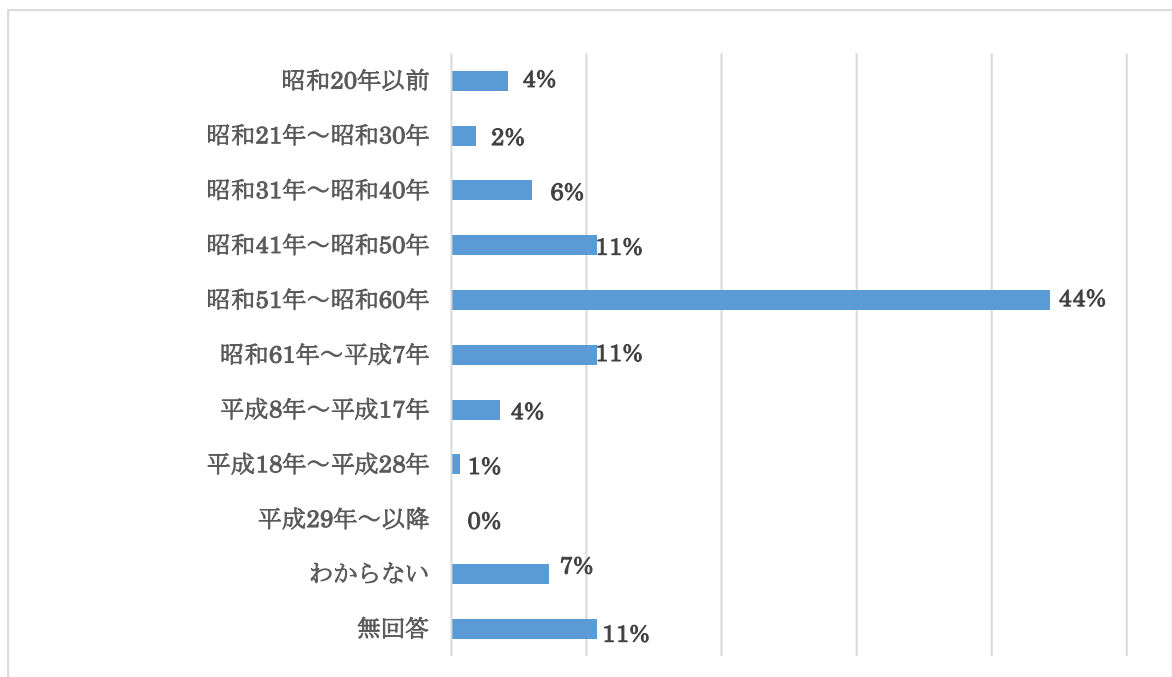
■ 使用状況

「空き家のままである」「時々、利用している」「物置として利用している」という常時使用されていないことが分かりました。



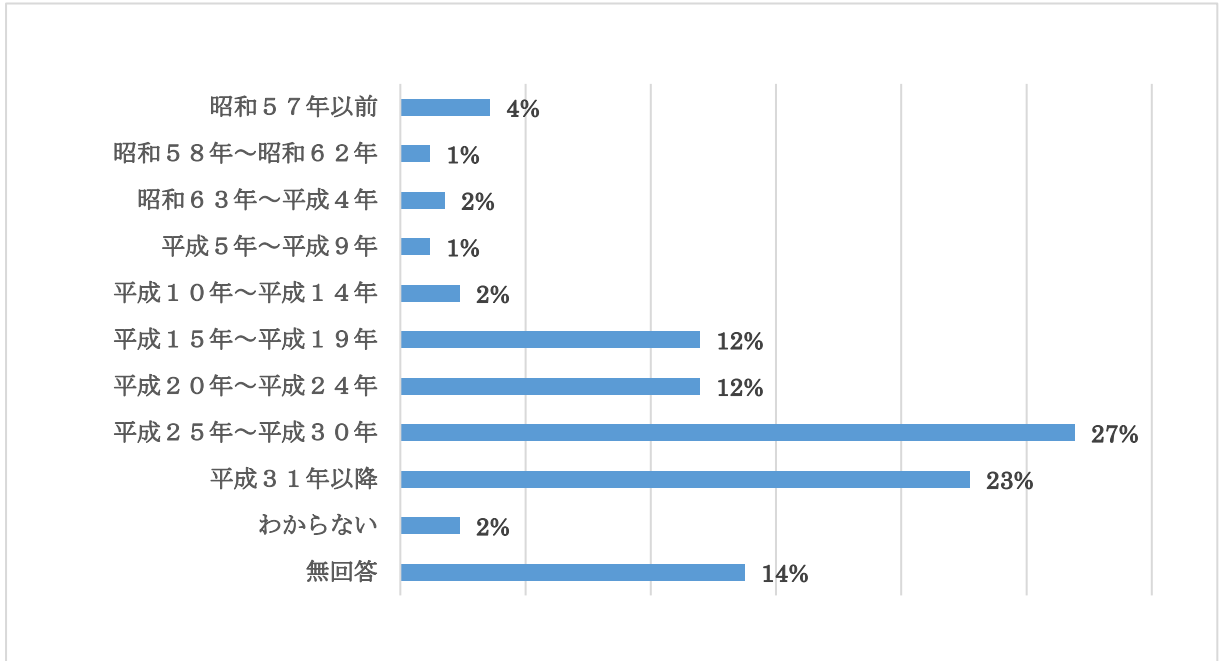
■ 建築時期について

「昭和51年～昭和60年」、「昭和41年～昭和50年」、「昭和61年～平成7年」に建築された築27年～50年程度の住宅が66%を占めています。



■ 空き家になった時期について

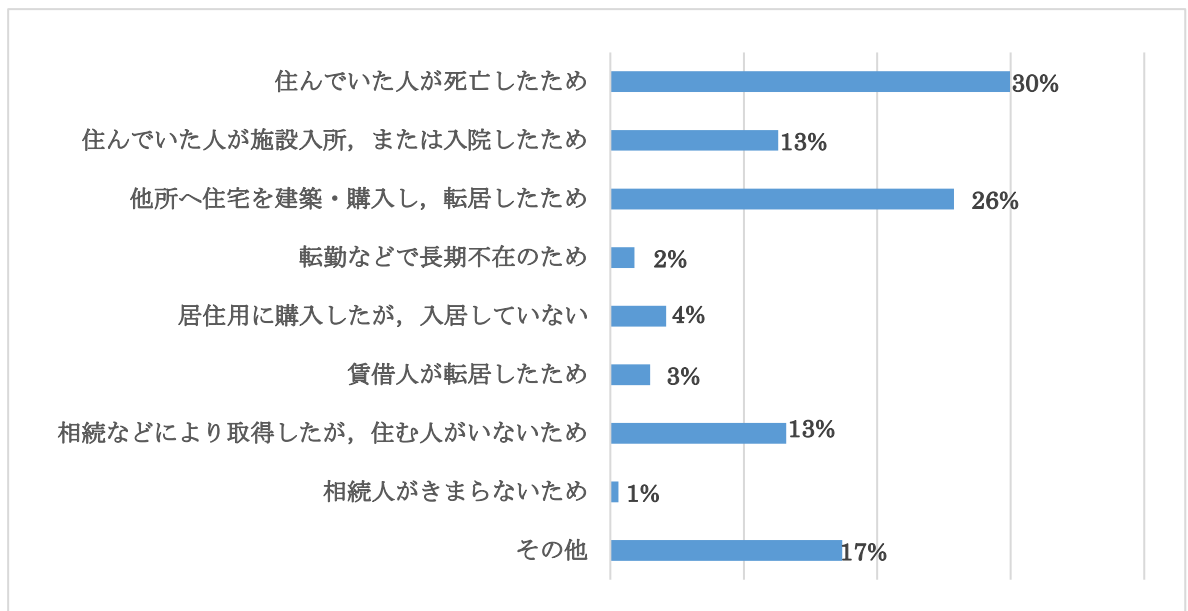
「平成25年～平成30年」が一番多いことが分かりました。



■ 空き家になった理由について

「住んでいた人が死亡したため」「他所へ住宅を新築・購入し、転居したため」が56%を占めています。また、「施設入所や入院したため」「相続で取得したが住む人がいない」26%ということが分かりました。

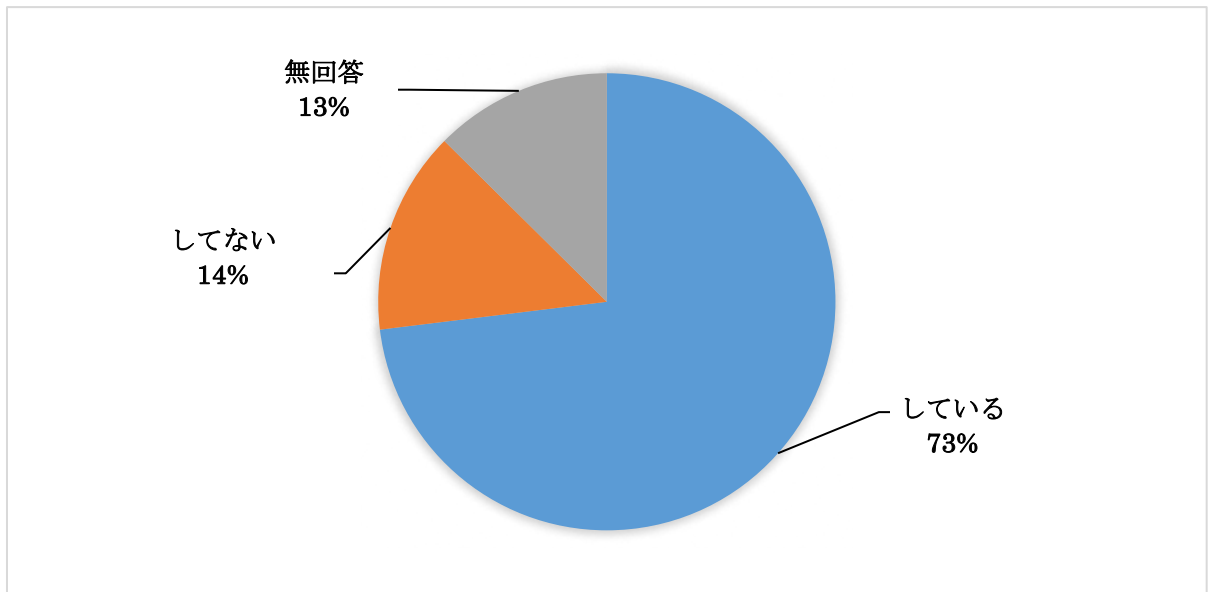
(複数回答)



■ 空き家の維持管理

① 管理について

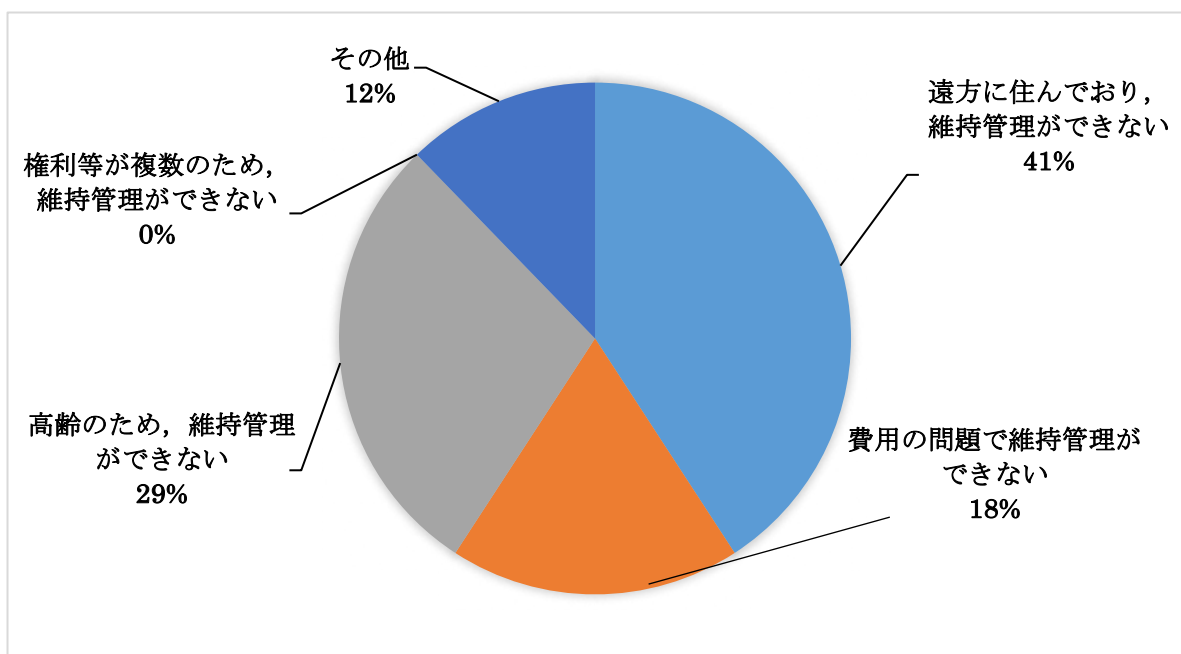
「管理を定期的に行っている」が73%を占めており、維持管理されていることが分かりました。



② 定期的な管理ができない理由

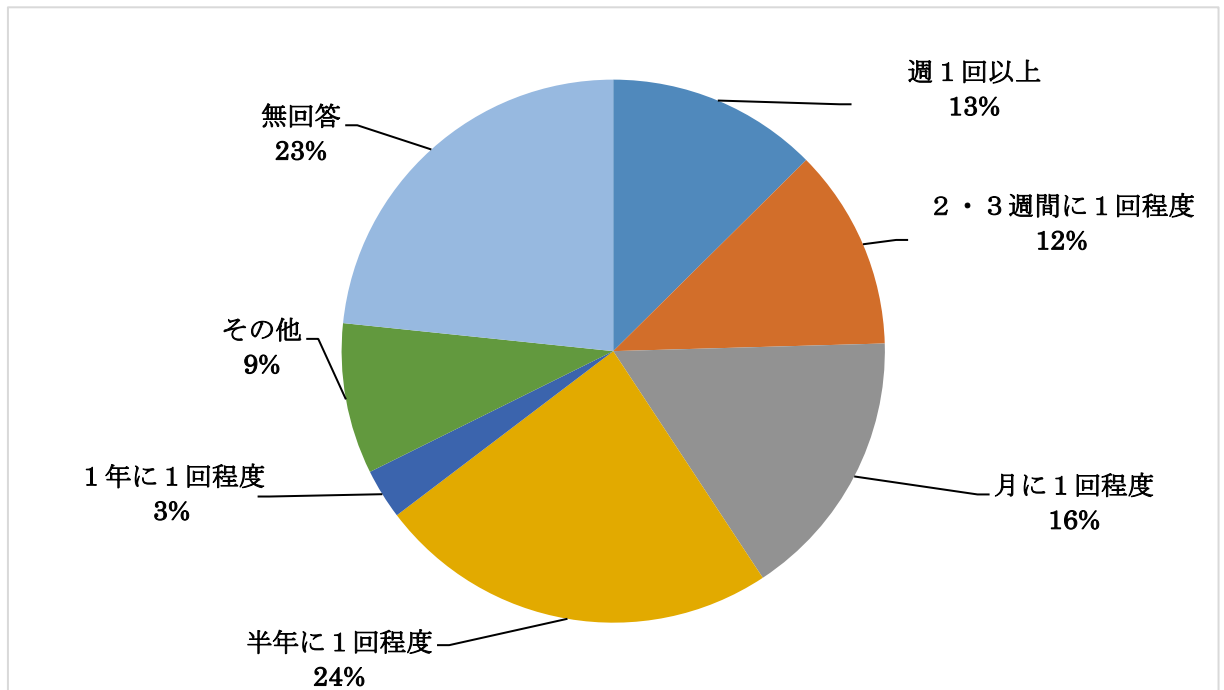
「遠方に住んでいるため」「高齢のため」「費用の問題がある」など複数存在することが分かりました。

(複数回答)



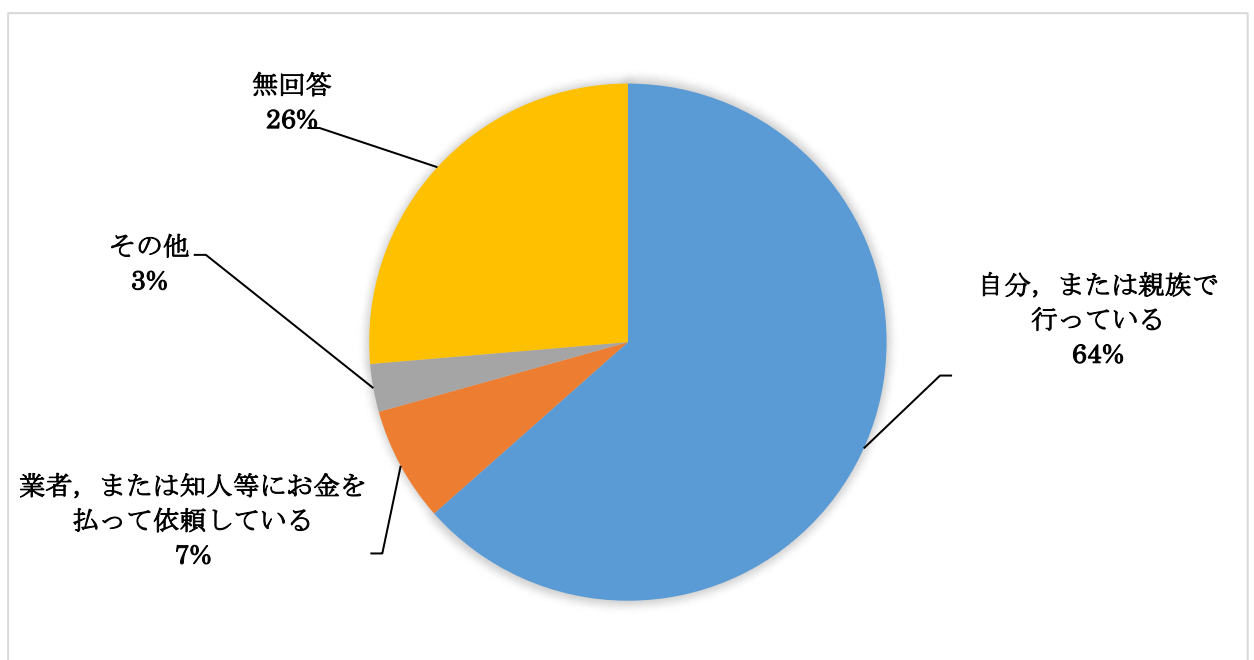
③維持管理の頻度

「半年に1回程度」「月に1回程度」「週1回以上」「2・3週間に1回程度」など、頻度が様々ではあるが、維持管理がされていることが分かりました。



④管理者の状況

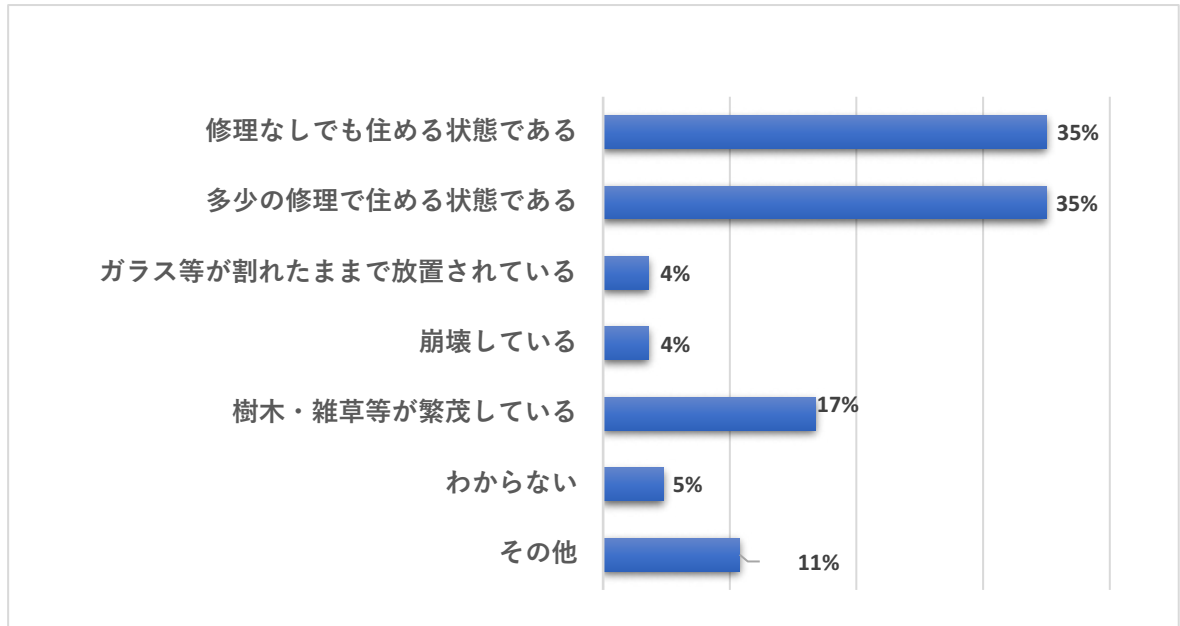
「自分、または親族で行っている」という回答が64%であり、所有者や親族内で維持管理を行っているのが分かりました。



■現在の空き家の状況について

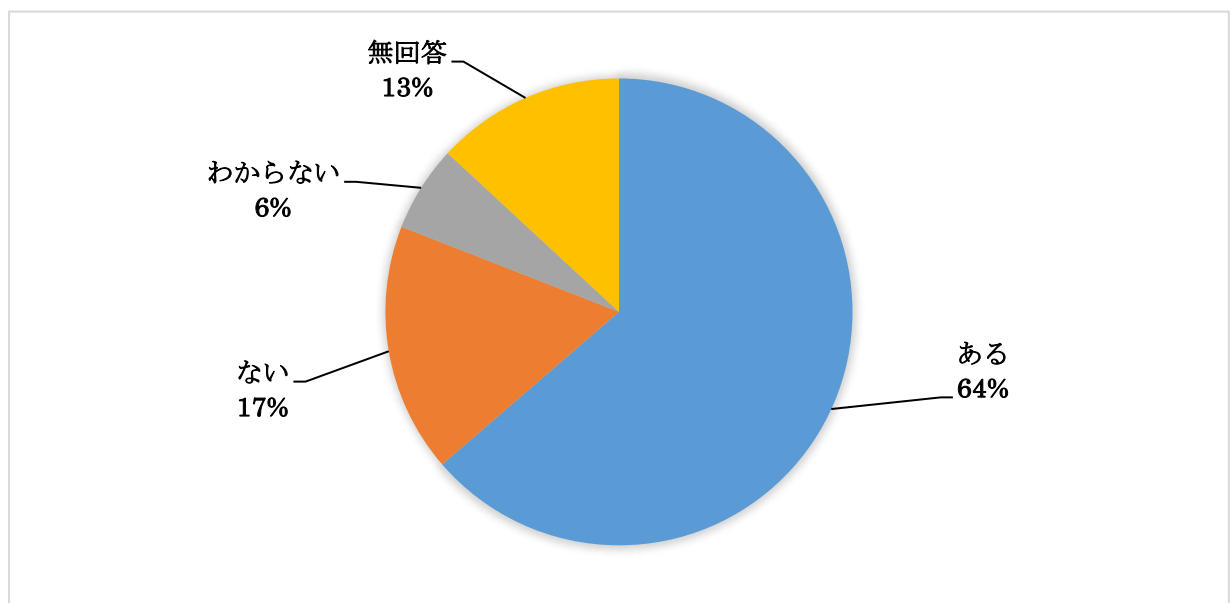
「修理なしでも住める状態」、「多少の修理で住める状態」が70%を占めており、利活用に繋がる可能性があると分かりました。

(複数回答)



■空き家にしておくことの不安

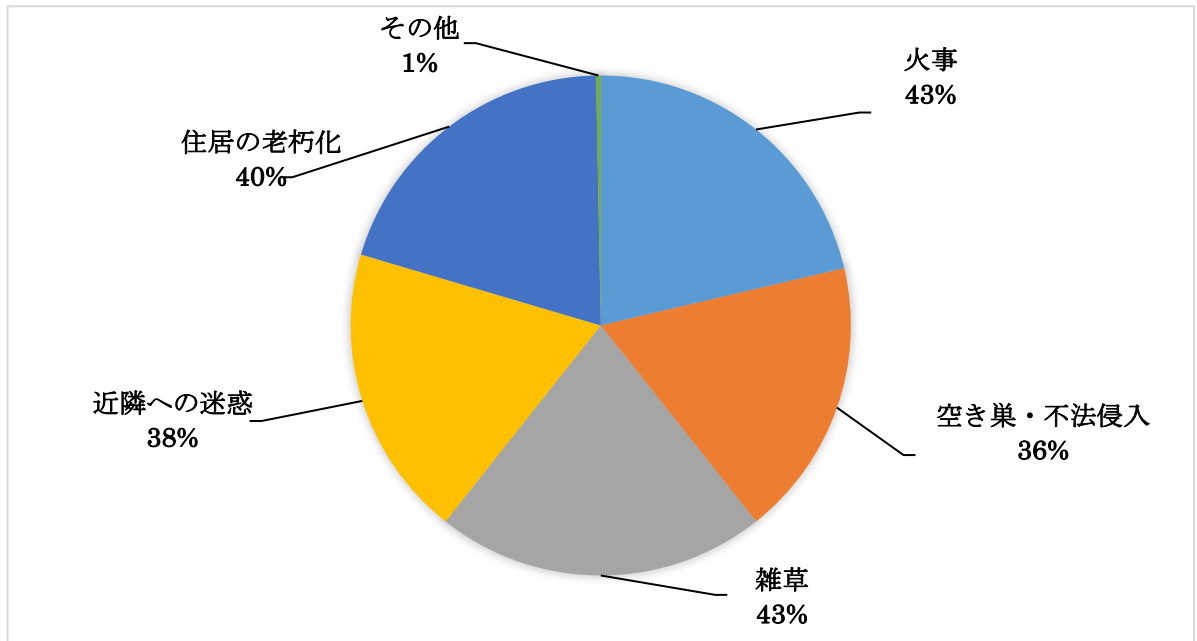
①所有者の64%が不安を感じていることが分かりました。



②不安要素

火事，空き巣・不法侵入，雑草，近所への迷惑，老朽化など様々な不安を感じていることが分かりました。

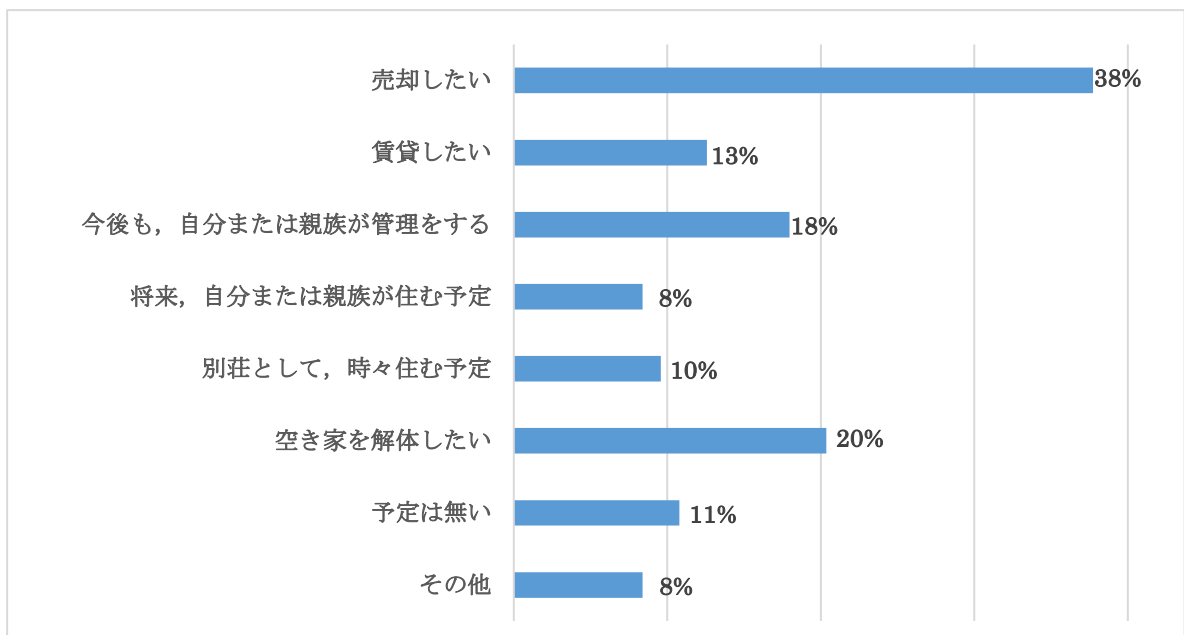
(複数回答)



■空き家の今後の活用について

「売却したい」38%「賃貸したい」13%であり，利活用に繋がる可能性があることが分かりました。

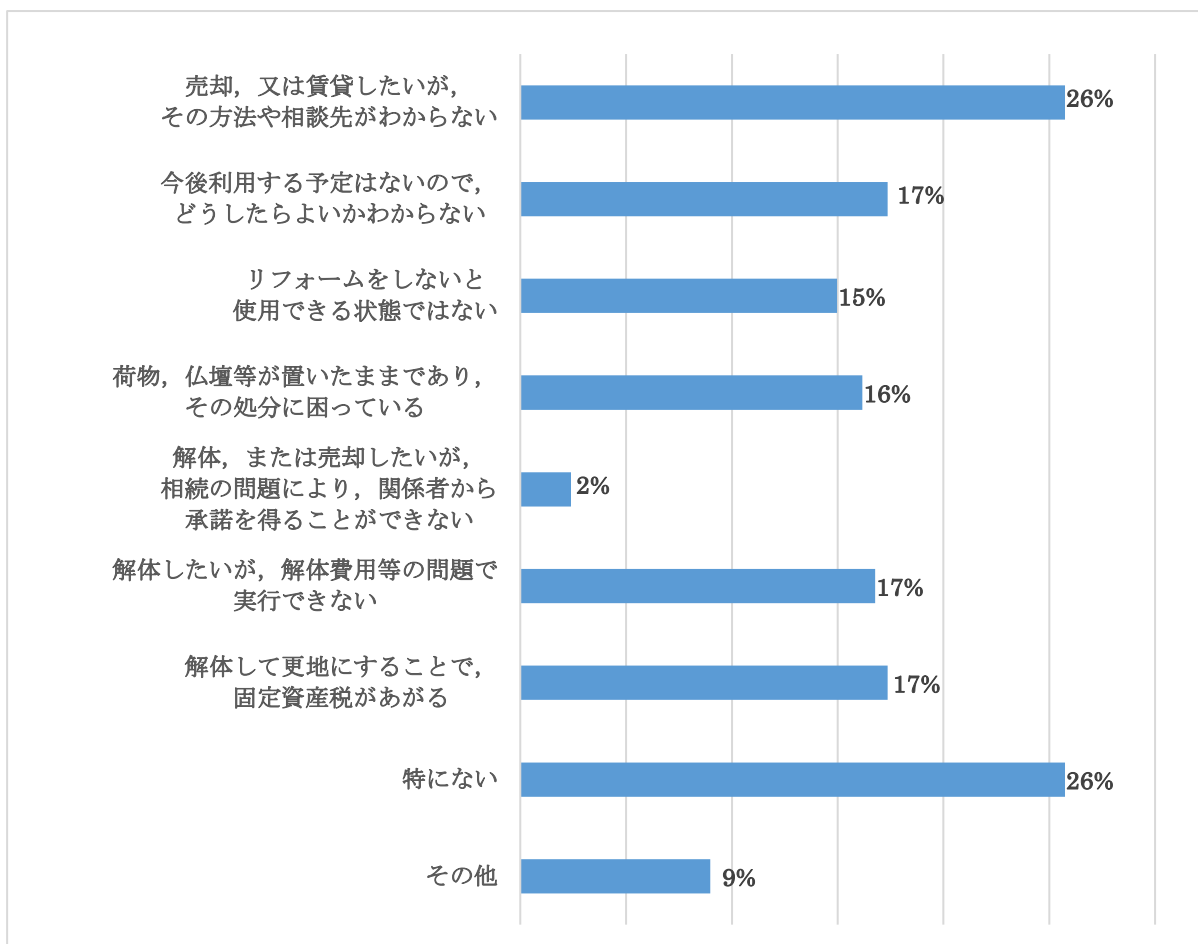
(複数回答)



■ 困っている事や心配な事等について

「売却，又は賃貸をしたい」「今後利用する予定がない」と考えている方が「どうしたらいいのかわからない」「相談先がわからない」という悩みや「リフォームに関する事」「解体に関する事」「荷物等の処分」という金銭的な悩みが多くありました。

(複数回答)

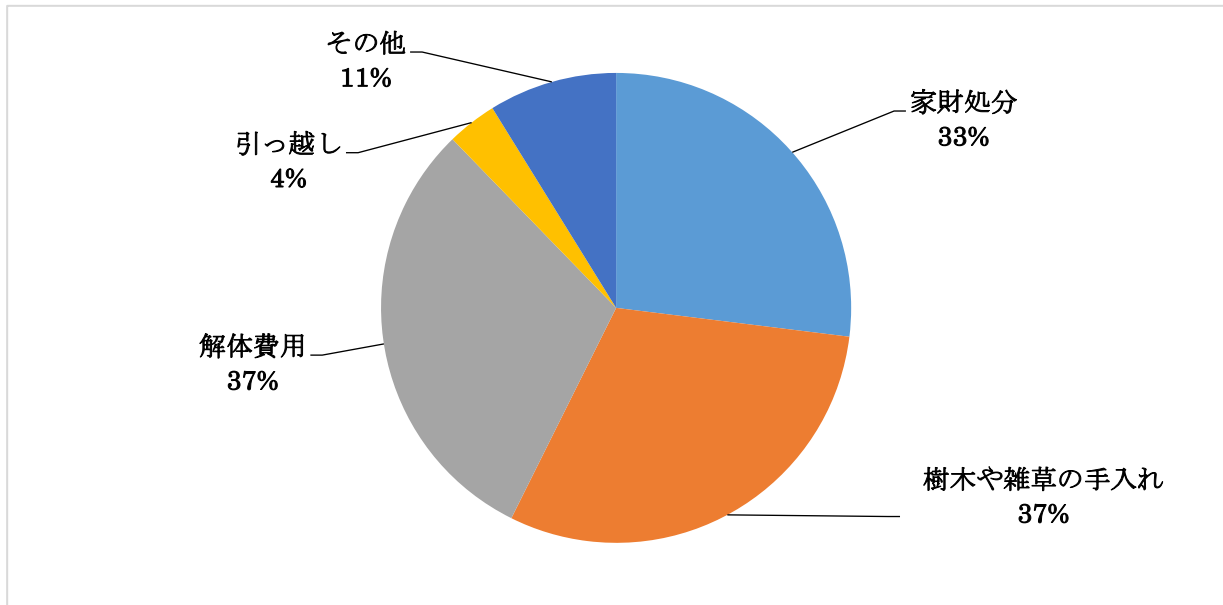


■町への要望

町への要望については、維持管理や家屋の解体に関する金銭的な支援の要望が多く見られました。また、それに伴う業者などの情報提供や利活用につながる相談会などの要望がありました。

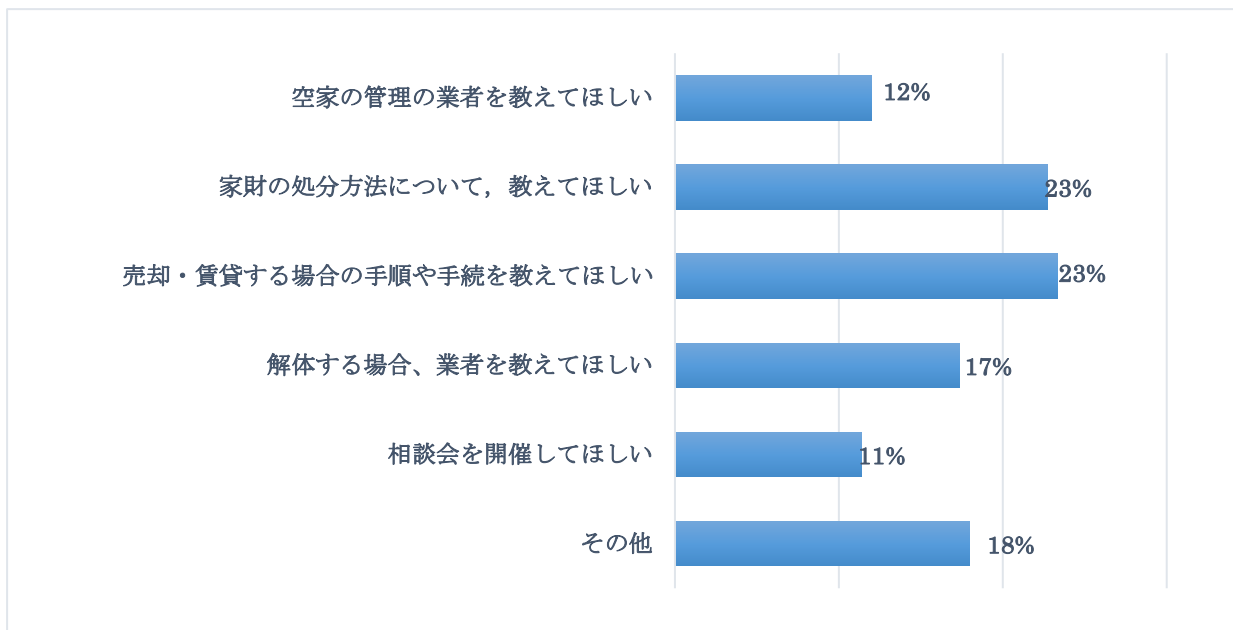
①助成金の要望

(複数回答)



②管理や活用に対する要望

(複数回答)



(3) 課題の整理

アンケート結果及び町内空家等の状況によって明らかとなった課題について整理します。

①空家等の管理に関する課題

空家等所有者の抱える問題として、所有者等のうち、60歳以上の割合が76%を占めています。また、金銭的な負担や遠方に住んでいるため維持管理が困難なことが分かりました。

定期的な管理をしている所有者等も高齢となり、維持管理が難しくなるので、適正な管理が課題となります。

②空家等の利活用に関する課題

利活用については、「どうすべきか分からない」「相談先がわからない」など利活用への興味があっても対応や対策がわからないために放置されている状況が分かりました。

また「修理なしでも住める状態の空き家」や「一部の修理で住める空き家」が多くあることから、そうした空家の把握や再確認により、空き家・空き地バンク制度を周知するなど、所有者等への選択肢や施策を増やすことが課題となります。

③空家等の発生予防に関する課題

空家が発生した理由として、「住んでいた人が亡くなった」「他所へ転居したため」「施設入所や入院」「特に使うあてがない」などで放置されている方が多いことが分かりました。

また、空家等にしておくことで不安を感じていることから、空家に関して相談できる体制の整備等が課題となります。



第3章 空家等対策に係る基本的な方針

(1) 基本的な方針

空家等の現状や課題を踏まえて、今後の取り組みに向けた基本的な方針を定め、対策を進めます。

①安全・安心に暮らせるまちづくり

空家等は、火災発生など危険性が懸念されるため、適切な管理や除却を推進し、町民が安心・安全に暮らせるまちづくりを目指します。

②良好で快適に暮らせるまちづくり

適切に管理されていない空家等は、周辺環境への悪影響が懸念され多くの問題を生み出すことから、その問題を防止することで住環境を維持し、良好で快適に暮らせるまちづくりを目指します。

③空家を活用した活気あるまちづくり

空家の情報をもとに空き家・空き地バンク制度の促進や相談体制を整備することで、空家等を有効に利活用するための支援策を講じることで移住・定住を推進し地域の活性化を目指します。

(2) 対象区域

町内全域に空家等が存在することから、町内全域を対象とします。

(3) 対象となる空家等

法第2条第1項に規定された「空家等」及び第2項に規定された「特定空家等」を対象とします。

○空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。

○特定空家等

以下のいずれかの状態に該当する空家

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(4) 指標の設定

計画の目的でもある空家等に係る様々な問題から町民の生命・身体及び財産の保護など、安全・安心に暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、空家等の活用を促進し、まちづくり活動の活性化を図るために、計画目標値を設定します。

①管理不全な空き家をもたらす影響が問題であることから、「管理不適切空家等の改善件数」を指標とします。

②空家等を有効に利活用された結果をみることから「空き家・空き地バンク制度による成約件数」を指標とします。

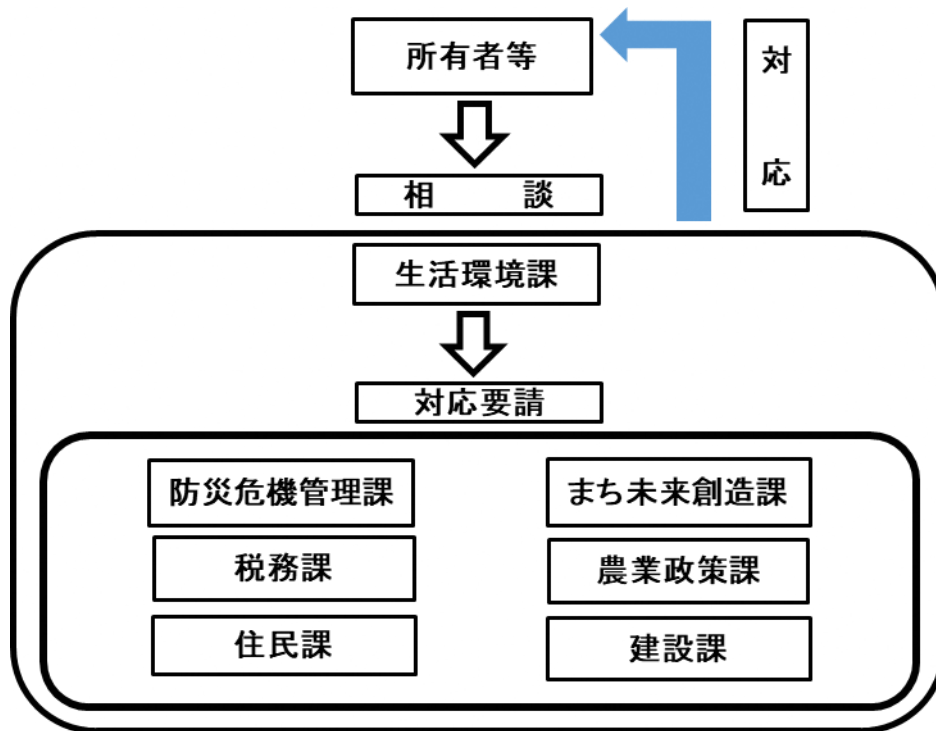
指標名	指標の内容	令和3年度 (累計値)	令和9年度 (目標値)
①管理不適切空家等 改善件数	適正管理通知等により管理不適切な 状態が改善された件数	172 件 (平成29年度～)	376 件
②空き家・空き地 バンク制度成約件数	空き家・空き地バンク登録物件のうち、 売買・賃貸契約成立件数	74 件 (平成30年度～)	128 件

(5) 計画期間

この計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化に的確に対応するために、必要に応じて見直しをすることとします。

(6) 組織体制及び役割

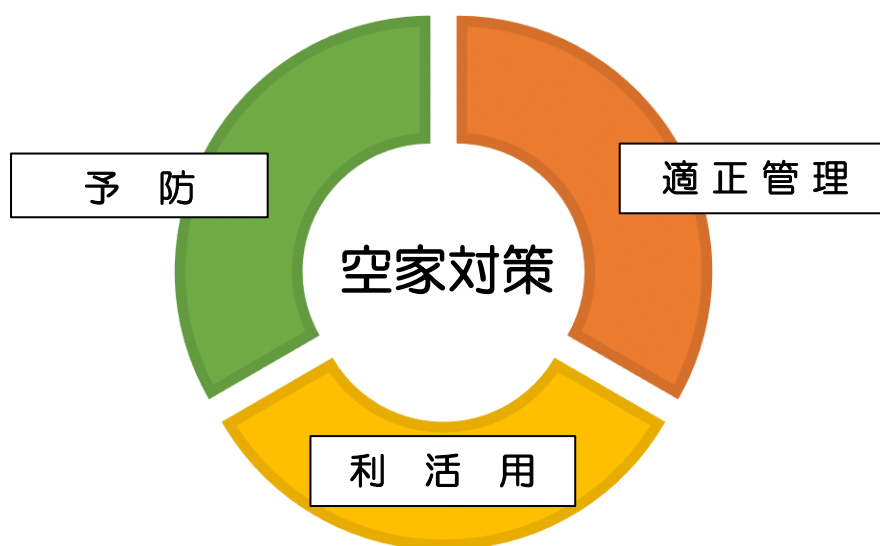
空家等対策について、庁内の関係課、関係機関・団体等で広く情報共有を図り、連携を取りやすい体制を整備します。



課名	役割
生活環境課	空家等対策に関する事務全般、空家等に関する相談、啓発に関すること 空き家・空き地バンクの活用、助成金等に関すること
防災危機管理課	防災・防犯等に関すること
税務課	固定資産税の課税に関すること
住民課	所有者の所在に関すること
農業政策課	農地等に関すること
まち未来創造課	都市計画・建築等に関すること
建設課	道路等に関すること

第4章 空家等対策の具体的な取り組み

個人の財産である空家等の適切な管理は、所有者等の責任において行うことが原則であることを改めて促し、適切な管理が行われていない空家等の発生を未然に防ぐための対策を進めていきます。空家等の「適正管理」「利活用」「予防」の観点から施策を進めてまいります。



(1) 空家等の適正管理

空家等は個人の財産であり、その管理は所有者等にあります。適切に管理されていない空家等が増加しないよう、適切な維持管理の重要性を十分理解してもらうことを目指します。

①相談窓口

空家等に関する相談窓口を以下のとおり設置し、相談に適切に対応します。

相談窓口	相談内容
生活環境課	<ul style="list-style-type: none">・空家等の適切な管理について・空家等の利活用について・各補助金制度について

②空家等実態調査

パトロール等による定期的な調査を行ないます。

③適正管理通知

調査によって管理不全な状態を確認した場合は、所有者等に対して改善するために必要な情報提供を行います。

④空家等データベースの管理・更新

相談や調査等で収集した情報は、空家等情報のデータベースにより管理・更新します。

⑤継続的な空家等情報の収集

空家等の状況を継続的に把握するために、地域等と協力して早期発見・解決に努めます。

⑥利根町空家等対策協議会及び関係課，関係機関・団体等との連携

空家等に関するあらゆる相談に適切に対応するため，町協議会及び関係課，関係機関・団体等と連携して対応していきます。

●特定空家等に対する措置

特定空家等について、必要な措置を講ずることによって、地域の防災・防犯・環境・景観保全等の維持に努めます。

①措置の対象

町民の生命・身体・財産の保護及び生活環境の保全等のため特定空家等から優先して措置を行います。

②特定空家等の判定

特定空家等に該当するか否かの判断は、『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」を基本とします。

調査内容を利根町空家等対策調整部会（以下「調整部会」といいます。）にて協議し、利根町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）へ意見を求め最終的に協議会が判定をします。

③助言・指導

法第14条第1項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対して、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図り、適切管理のために必要な措置を講ずる助言・指導を行います。

④勧告

助言・指導を行っても改善が見られない場合は、法第14条第2項の規定に基づき、適切な管理のために必要な措置を講ずる勧告を行います。

なお、勧告を行うことにより固定資産税の住宅用地の特例が解除されます。

※参考 固定資産税の住宅用地特例

		小規模住宅用地 (200 m ² 以下の部分)	一般住宅用地 (200 m ² を超える部分)
特例率	固定資産税	1/6	1/3
	都市計画税	1/3	2/3

(出典：地方税法第349条の3の2)

⑤命令

勧告を行っても改善が見られない場合、著しく適切な管理が行われていない状態であると認めるときは、法第14条第3項の規定に基づき、所有者等に対して相当の猶予期限を定めて必要な措置を講ずるよう命じます。

命令を実施する場合においては、法第14条第4項の規定に基づき、あらかじめその措置を命じようとする者又はその代理人に対し、意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えます。

⑥行政代執行

命令を行っても改善が見られない場合は、法第14条第9項の規定に基づき、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、所有者等の代わり、当該空家等の除却等必要な措置を講じます。この措置に講じた費用は、当該所有者等に請求します。

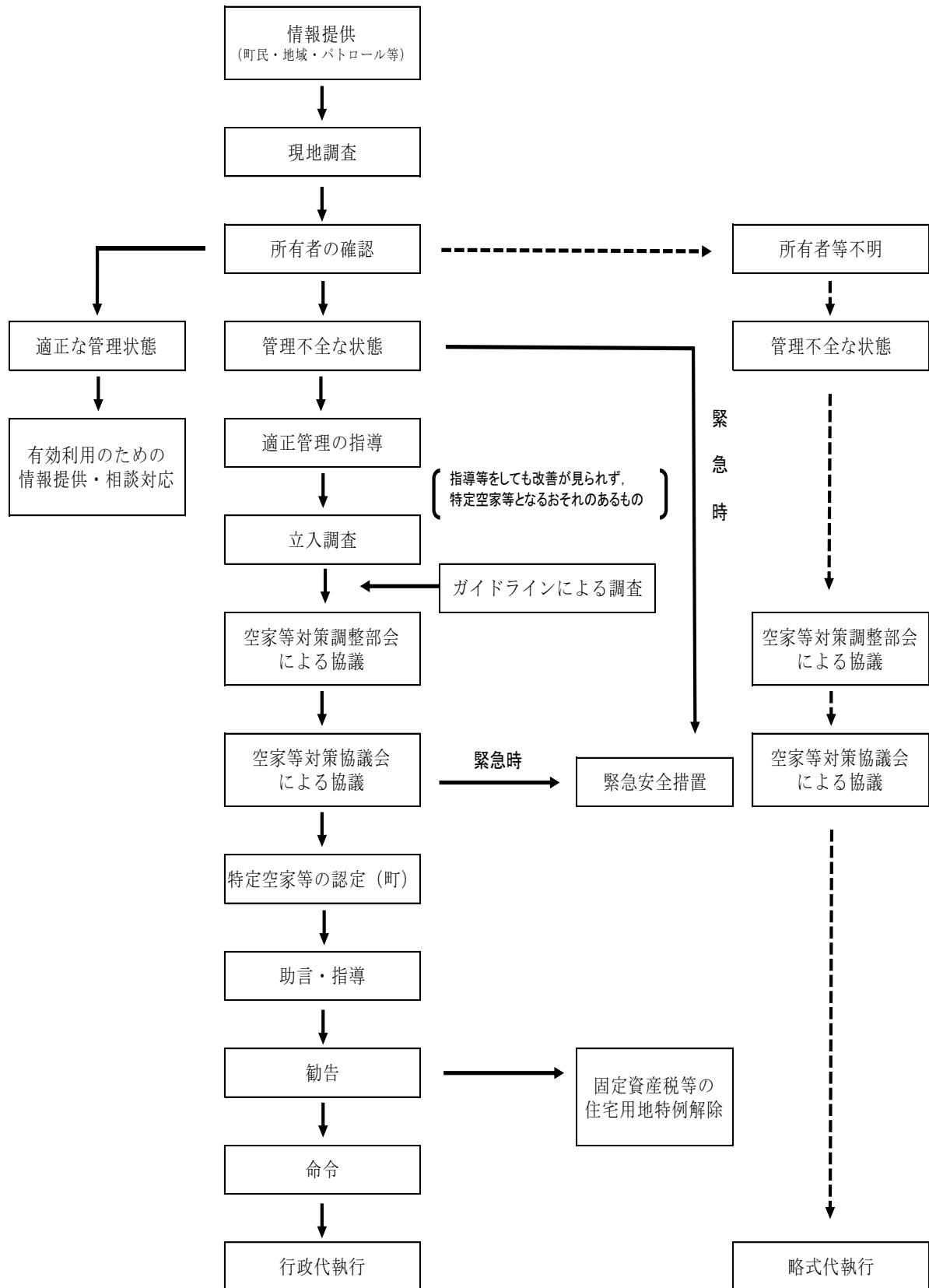
●緊急安全措置

空家等(管理不全な状態の空家等に限る。)及び特定空家等が適正な管理が行われていないことにより人の生命、身体又は財産に著しい損害及び危険が生じるおそれがあり、切迫した状態にあると認められる場合で、かつ、次のいずれかに該当するときは、必要最小限の応急措置を講じ危険を回避します。

- ・所有者等から危険な状態を自ら解消することができない旨の申出があったとき。
- ・所有者等が判明しないとき、又は所有者等の居所が不明であるとき。



■ 特定空家等に対する措置のフローチャート図



(2) 空家等の利活用

関係団体との連携を図りながら、空家等及び跡地の有効活用を推進し、本町への移住・定住につなげる利活用を促進していきます。

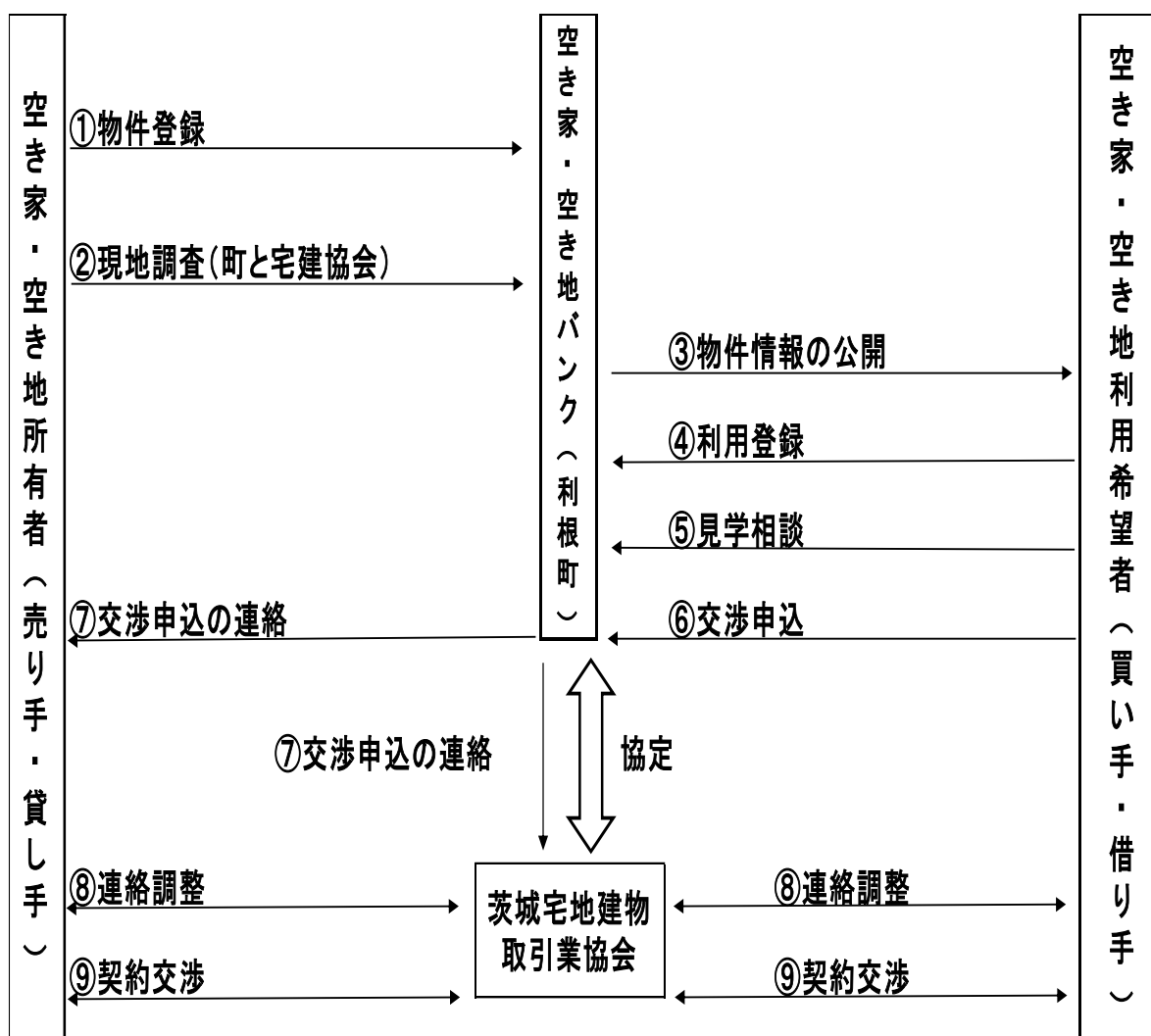
■空き家・空き地バンク制度の推進

本町では、空き家・空き地バンク制度を実施しています。

この制度は、町内における空き家・空き地の有効活用を通して、良好な住環境の確保及び定住促進による地域活性化を図ることを目的として、空家を「売りたい・貸したい」方の情報を登録・発信し、「買いたい・借りたい」方との橋渡し役を行う制度です。

本制度の実施において、町への移住・定住を促進し、空家の解消を図ります。

■空き家・空き地バンク制度の仕組み



■空家活用等補助金の実施

空家の利活用の促進と増加する空家等への対策として、補助金制度があります。

①空き家リフォーム工事助成金

空き家・空き地バンク制度を活用して、成約した所有者と空き家・空き地バンク制度利用者のうち、所定の要件を満たす方に、リフォーム工事に要した費用の2分の1を上限として、限度額30万円を助成しています。

②空き家子育て活用促進奨励金

空き家・空き地バンク制度利用者のうち、中学生以下の子供がいる世帯が空き家を購入または賃借した際に、所定の要件を満たす場合に、一律20万円を助成しています。

③空き家バンク提携ローン

(株)常陽銀行、住宅金融支援機構と連携して、利根町空き家・空き地バンク制度を活用し住宅の取得やリフォーム、住み替えをする方が借りる際に、金利の優遇サービスを受けることができます。

④新築マイホーム取得助成金

住宅を新築、建て替えまたは建売住宅を購入する世帯に対して、住宅取得の初期費用を軽減し定住を促進することを目的に30万円～50万円を助成しています。

(3) 空家等の発生予防

空家等を発生させないための取り組みが必要です。

■所有者等への責任意識の育成

空家等の発生を未然に防ぐために、所有者等に責任意識の育成に努めます。

●啓発

広報誌及び町公式ホームページ等を通じて、空家等の適正管理の必要性や重要性等について所有者等に意識啓発に努めます。

●情報提供

広報誌及び町公式ホームページ等を通じて、多岐にわたる空家等の問題に対して、各種専門家や民間団体等の協力による相談会等の情報提供に努めます。

●予防策の検討

空家等の発生を抑えるため、国の制度や新たな施策等にも注視しながら支援制度を検討します。

資料編

●.空家等対策の推進に関する特別措置法

平成二十六年法律第二百二十七号

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項

- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- (協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- (都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に

関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにお

いて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの方者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。

この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

●利根町空家等の適正管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づき、町民の良好な生活環境を保全するため、空家等の適正な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 町内に所在する法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 空家等のうち、法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 町民等 町内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画を定め、これに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

(情報の提供)

第5条 町民等は、適正な管理が行われていない空家等があると認めるときは、町に当該空家等の情報を提供することができる。

(空家等の調査等)

第6条 町長は、前条の規定による情報提供があったときその他適正な管理が行われていない空家等があると認めるときは、法第9条に規定する調査を行うことができる。

(特定空家等の認定)

第7条 町長は、法第9条第2項の規定による調査結果を踏まえ、当該空家等が周辺に及ぼす危険及び支障等を総合的に判断し、特定空家等の認定をするものとする。

2 町長は、前項の規定による特定空家等の認定をしようとするときは、あらかじめ第10条に規定する利根町空家等対策協議会の意見を聴くものとする。

(緊急安全措置)

第8条 町長は、適正な管理が行われない空家等（特定空家等を含む。）が危険な状態であり、かつ、これを放置することにより人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、危険な状態を緊急に回避するために必要最小限の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

- 2 町長は、前項に規定する緊急安全措置を講ずるときは、当該所有者等の同意を得るものとする。ただし、所有者等が判明しないとき又は所有者等の居所が不明であるときは、この限りでない。
- 3 町長は、緊急安全措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収するものとし、所有者等はこれに応じなければならない。当該措置を講じた後に所有者等が判明したときも同様とする。

(関係機関等との連携)

第9条 町長は、空家等対策に関し、必要があると認めるときは、警察その他の関係機関等に対し、空家等の適正な管理が行われていない状態の改善に必要な協力を要請することができる。

(利根町空家等対策協議会の設置)

第10条 法第7条第1項の規定により、利根町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等に関すること。
 - (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
 - (3) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。
 - (4) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
 - (5) その他空家等の対策に関して必要と認められること。

(協議会の組織)

第11条 協議会は、委員14人以内で組織する。

- 2 委員は、町長のほか次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。
 - (1) 町議会議員
 - (2) 区長会役員
 - (3) 弁護士
 - (4) 司法書士
 - (5) 法務局職員
 - (6) 宅地建物取引士
 - (7) 建築士
 - (8) 大学教員
 - (9) 別表に掲げる地区から各1人
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要があると認める者

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特定の職により委嘱又は任命された委員は、任期満

了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(協議会の会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱及び任命後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

6 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議の公正又は公益その他の利益が害されるおそれがあるときは、協議会の議決をもって、非公開とすることができる。

(調整部会の設置)

第15条 協議会の補助機関として、利根町空家等対策調整部会（以下「調整部会」という。）を置く。

2 調整部会は、会長が指名する者をもって組織する。

3 調整部会に部会長を置き、空家等対策事業を所管する課長をもって充てる。

4 調整部会は、会長から指示された事項についての調査及び検討を行い、その結果を協議会に報告するものとする。

(守秘義務)

第16条 協議会の委員及び第14条第5項の規定により会議に出席を求められた者は、正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の報酬)

第17条 委員の報酬は、利根町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成2年利根町条例第5号）の規定を適用する。

(協議会の運営)

第18条 前8条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(協議会の庶務)

第19条 協議会の庶務は、空家等対策事業を所管する課において処理する。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(利根町空家等対策協議会条例の廃止)

2 利根町空家等対策協議会条例（平成28年利根町条例第16号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による廃止前の利根町空家等対策協議会条例（以下「旧協議会条例」という。）第4条第2項の規定により利根町空家等対策協議会の委員に委嘱又は任命されている者は、第11条第2項の規定により利根町空家等対策協議会の委員に委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧協議会条例第4条第2項の規定により利根町空家等対策協議会の委員に委嘱又は任命された日から起算する。

別表

地区名	区域
文地区	早尾，大平，横須賀，羽根野，上曾根， 下曾根，下井，押付新田，中田切， 羽根野台，早尾台，もえぎ野台
布川地区	押付本田，内宿，浜宿，馬場，谷原，中宿， 上柳宿，下柳宿，三番割，布川台， 白鷺の街，八幡台，利根ニュータウン， 四季の丘，利根フレッシュタウン
文間地区	奥山，押戸，大房，立木
東文間地区	羽中，福木，中谷，立崎，加納新田， 惣新田，東奥山新田

●利根町空き家・空き地バンク制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内における空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）の有効活用を通して、良好な住環境の確保及び定住促進による地域活性化を図るために実施する利根町空き家・空き地バンク制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築した町内に存在する戸建て住宅又は併用住宅（店舗付き住宅）で、現に居住していない良好な管理状態にある建物（近く居住しなくなる予定のものも含む。）をいう。
- (2) 空き地 居住を目的として建物を建築することができ、現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）農地以外の土地をいう。
- (3) 空き家・空き地バンク 空き家の売却又は賃貸若しくは空き地の売却を希望する所有者から申込みを受けた空き家等に関する情報を公開し、町内の定住を目的として空き家等の利用を希望する者に対し、情報を提供する仕組みをいう。
- (4) 所有者 空き家等の所有権又はその他の権利により当該空き家の売却又は賃貸若しくは空き地の売却を行うことができる者をいう。
- (5) 定住 5年以上にわたる居住を前提に、町の住民基本台帳に住所地を異動させ、かつ、当該住所地を生活の本拠としている状態をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(宅建協会との協定)

第4条 町長は、空き家・空き地バンクを円滑に運営するため、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）と次の各号に掲げる事項について協定を結ぶものとする。

- (1) 仲介業者の推薦

- (2) 空き家・空き地バンクへ所有者から登録の申込みがあった空き家等の登録に必要な調査
- (3) 空き家の売買又は賃貸借若しくは空き地の契約交渉の仲介
(空き家・空き地バンクへの登録)

第5条 空き家・空き地バンクに登録できる物件は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反していないこと。
- (2) 老朽化が著しい空き家でないこと。
- (3) 登記済みの物件であり、所有者と登記名義人が同一であること。
- (4) 物件の所有者が複数である場合は、その全員が登録を承諾していること。
- (5) 民間事業者による賃貸又は分譲を目的とする物件でないこと。
- (6) 仮差押え又は差押え物件ではないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が空き家・空き地バンクの登録を適当でないと認める物件でないこと。

2 空き家・空き地バンクへ登録しようとする所有者は、利根町空き家・空き地バンク物件登録申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 利根町空き家・空き地バンク物件登録カード（様式第2号・様式第2号の2）
- (2) 同意書（様式第3号）
- (3) 登録する空き家等の登記全部事項証明書（空き家の登録の場合は、建物及び土地のもの）
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、宅建協会に仲介を依頼し、仲介業者が決定したときは、利根町空き家・空き地バンク仲介業者決定通知書（様式第4号）により所有者に通知するものとする。

4 町長は、第1項の規定による申込みを受け、その内容を確認の上、現地調査を行い、当該空き家等を空き家・空き地バンクに登録するものとする。

- 5 前項の規定による登録期間は、登録の日から起算して5年以内とする。
- 6 町長は、第3項の規定による登録をしたときは、利根町空き家・空き地バンク物件登録通知書（様式第5号）により当該所有者（以下「空き家等登録者」という。）に通知するものとする。

（空き家・空き地バンク登録事項変更の届出）

第6条 前条第6項の規定による登録の通知を受けた空き家等登録者は、当該登録事項に変更があったときは、利根町空き家・空き地バンク物件登録変更届出書（様式第6号）に変更内容を記載した利根町空き家・空き地バンク物件登録カードを新たに作成し、町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出を受け、空き家等の登録事項を変更したときは、利根町空き家・空き地バンク物件登録変更通知書（様式第7号）により当該空き家等登録者に通知するものとする。

（空き家・空き地バンク登録期間延長）

第7条 空き家等登録者は、空き家・空き地バンク物件登録期間満了後も引き続き登録を希望する場合は、登録期間満了日までに、利根町空き家・空き地バンク物件登録期間延長申出書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により延長できる期間は、5年間とする。ただし、登録期間の延長回数は制限しないものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による申出を受け、空き家等の登録期間を延長したときは、利根町空き家・空き地バンク物件登録期間延長通知書（様式第9号）により当該空き家等登録者に通知するものとする。

（空き家・空き地バンク登録の抹消）

第8条 町長は、空き家等登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録物件を空き家・空き地バンクから抹消するものとする。

- (1) 利根町空き家・空き地バンク物件登録取消届出書（様式第10号）の提出があったとき。
- (2) 空き家・空き地バンク物件登録の期間満了日を経過しても登録期間の延長の申出がなかったとき。

(3) 当該空き家等に係る所有権に異動があったとき。

(4) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定による抹消をしたときは、利根町空き家・空き地バンク物件登録抹消通知書（様式第11号）により当該空き家等登録者に通知するものとする。

（空き家・空き地バンク登録情報の提供）

第9条 町長は、空き家・空き地バンクに登録された空き家等の情報（以下「空き家等情報」という。）を町が管理するホームページ等において公開するとともに利用登録者（第10条第5項に規定する者をいう。）に提供するものとする。

2 前項の規定により公開する空き家等情報の範囲は、次のとおりとする。

(1) 登録番号

(2) 売却又は賃貸の別

(3) 売却又は賃貸の希望価格

(4) 物件所在地

(5) 物件の概要

(6) 設備状況

(7) 主要施設等への距離

(8) 位置図及び間取り図

(9) 写真

（利用の登録申込み等）

第10条 空き家等の紹介を受けようとする者は、利根町空き家・空き地バンク利用登録申込書（様式第12号）に誓約書（様式第13号）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 空き家等の紹介を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていなければならない。

(1) 空き家等に定住し、地域住民と協調して生活しようとする者であること。

(2) その他町長が適当と認めた者であること。

3 町長は、第1項の規定による申込みについて、前項に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該申込者を空き家・空き地バンクに登録するものとする。

- 4 前項の規定による登録期間は、登録の日から起算して5年以内とする。
- 5 町長は、第3項の規定による登録をしたときは、利根町空き家・空き地バンク利用登録通知書（様式第14号）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

（利用登録者に係る登録事項変更の届出）

第11条 前条第5項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、利根町空き家・空き地バンク利用登録変更届出書（様式第15号）により、変更内容を届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出を受け、利用登録の登録事項を変更したときは、利根町空き家・空き地バンク利用登録変更通知書（様式第16号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（利用登録の登録期間延長）

第12条 利用登録者は、空き家・空き地バンク利用登録期間満了後も引き続き登録を希望する場合は、登録期間満了日までに、利根町空き家・空き地バンク利用登録期間延長申出書（様式第17号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により延長できる期間は5年間とする。ただし、登録期間の延長回数は制限しないものとする。

- 3 町長は、第1項の規定による申出を受け、利用登録の登録期間を延長したときは、利根町空き家・空き地バンク利用登録期間延長通知書（様式第18号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（利用登録者の登録抹消）

第13条 町長は、利用登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該利用登録者を空き家・空き地バンクから抹消するものとする。

- (1) 第10条第2項に掲げる要件を欠く者と認められるとき。
- (2) 空き家等を利用することにより公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 申込みの内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録の期間満了日を経過しても、登録期間の延長の申出がなかったとき。

(5) 利根町空き家・空き地バンク利用登録取消届出書（様式第19号）の提出があったとき。

(6) その他町長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により登録を抹消したときは、利根町空き家・空き地バンク利用登録抹消通知書（様式第20号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（希望物件の交渉申込み及び通知）

第14条 利用登録者は、希望する物件の交渉を申し込むときは、利根町空き家・空き地バンク物件交渉申込書（様式第21号）により町長に申し込まなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、利根町空き家・空き地バンク物件交渉申請通知書（様式第22号）により空き家等登録者及び宅建協会に通知するものとする。

（空き家等登録者と利用登録者の交渉等）

第15条 前条第2項の規定による通知を受けた宅建協会は、遅滞なく当該利用登録者と交渉を行い、その結果については、利根町空き家・空き地バンク物件交渉結果報告書（様式第23号）により速やかに町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、利根町空き家・空き地バンク物件交渉結果通知書（様式第24号）により空き家等登録者及び利用登録者に通知するものとする。

3 町長は、空き家等登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買又は賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第18号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第25号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第61号）

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第1号）

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第40号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

●利根町空き家バンク助成金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、利根町空き家・空き地バンク制度実施要綱（平成27年利根町告示第7号）に規定する空き家の登録者及び利用登録者に対し、必要な助成金等を交付することにより、空き家バンクの利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 利根町空き家・空き地バンク制度実施要綱第2条第1号に規定する空き家で同要綱第5条第6項に規定する登録がされている物件をいう。
- (2) 住定日 購入又は賃借する空き家の住所に、他の市区町村から転入又は転居し、住民基本台帳に記録された日をいう。
- (3) 町税等 住民税，固定資産税，都市計画税，軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- (4) 自治会等 町内における住民福祉の増進並びに各地域の自治の推進を図るために設置された自治会，町内会又は区をいう。
- (5) 町内建築業者 利根町に住所を有する個人事業者又は利根町内に本店を有する法人で、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 利根町小規模契約事業者登録要綱（平成21年利根町告示第41号）第5条第1項に規定する小規模契約事業者登録名簿に登録されている者
 - イ 利根町入札参加者の資格等に関する規程（平成6年利根町訓令第3号）第5条第1項に規定する有資格者名簿に登録されている者

(助成金等の種類)

第3条 助成金等の種類は、次の各号に定めるものとし、いずれも予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 利根町空き家子育て活用促進奨励金（以下「子育て奨励金」という。）
- (2) 利根町空き家リフォーム工事助成金（以下「リフォーム助成金」という。）

2 前項に規定する、子育て奨励金とリフォーム助成金は、併用して交付できるもの

とする。

(子育て奨励金の交付対象者)

第4条 子育て奨励金の交付対象者は、次条に規定する空き家の利用者であって、次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家を購入又は賃借をして転入又は転居し、今後当該空き家に5年以上居住する意思のある者
- (2) 中学生以下の子供と同居する者
- (3) 納付すべき町税等に滞納がない者
- (4) 町内の自治会等に参加している者。ただし、当該地域に自治会等が存在しない場合は除く。
- (5) 利根町暴力団排除条例(平成24年利根町条例第16号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者及び同条第1号に規定する暴力団若しくは同上第2号に規定する暴力団員等と密接な関係を有しない者

(子育て奨励金の交付に係る空き家の定義)

第5条 前条に規定する空き家は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 登記事項証明書に表示された床面積が50平方メートル以上の家屋であって、当該床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるものであること。
- (2) 建築基準法に規定する建築確認を受けている建築物であること。

(子育て奨励金の額)

第6条 子育て奨励金は、20万円とし、同一申請者(同居人も含む。)に対する奨励金の交付は、1回を限りとする。

(子育て奨励金の交付申請)

第7条 子育て奨励金の交付を受けようとする者は、住定日から3箇月以内に、利根町空き家子育て活用促進奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)及び利根町空き家子育て活用促進奨励金承諾書兼誓約書(様式第2号)に別表第1に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、子育て奨励金の交付を受けようとする者が、第16条第1項の申請をし、又はリフォーム助成金の交付の決定を受けているときは、町長は、前項各号に掲げる書類の一部について省略させることができるものとする。

(子育て奨励金の交付決定)

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、子育て奨励金の交付を決定したときは、利根町空き家子育て活用促進奨励金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知し、子育て奨励金を交付するものとする。

(子育て奨励金交付の取消し)

第9条 子育て奨励金の交付(又は交付決定)を受けた者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付の決定を取り消し、期限を定めてその返還を命ずることができるものとする。ただし、町長がやむを得ない特別な事情があると認める場合はこの限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により、子育て奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付決定を受けた日から5年以内に転出又は転居したとき。
- (3) 交付決定を受けた日から5年以内に町税等を滞納したとき。
- (4) 交付決定を受けた日から5年以内に住宅を取り壊したとき。

(リフォーム助成金の交付対象者)

第10条 リフォーム助成金の交付対象者は、次条に規定する空き家の利用者又は所有者であって、次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家を購入若しくは賃借し、今後5年以上居住する意思のある者又は空き家を5年以上賃貸する当該空き家の所有者
- (2) 納付すべき町税等に滞納がない者
- (3) 町内の自治会等に参加している者。ただし、当該地域に自治会等が存在しない又は申請者が空き家所有者である場合は除く。
- (4) 当該年度の3月21日(閉庁日にあたる場合は、その前の最も近い開庁日)までに第17条の規定による利根町空き家リフォーム工事完了報告書(様式第10号)を提出できる者

- (5) 利根町暴力団排除条例（平成 24 年利根町条例第 16 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でない者及び同条第 1 号に規定する暴力団若しくは同上第 2 号に規定する暴力団員等と密接な関係を有しない者

（リフォーム助成金の交付に係る空き家の定義）

第 1 1 条 前条に規定する空き家は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 登記事項証明書に表示された床面積が 5 0 平方メートル以上の家屋であって、当該床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるものであること。
- (2) 建築基準法に規定する建築確認を受けている建築物であること。
- (3) 利根町重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業による住宅リフォームを行っていないこと。

（リフォーム助成金の助成対象経費と施工業者）

第 1 2 条 リフォーム助成金の助成対象経費は、空き家の機能の維持及び向上のために行う別表第 2 に掲げる工事に要する経費とする。

2 リフォーム工事の施工業者は、町内建築業者に限るものとする。

（リフォーム助成金の額）

第 1 3 条 リフォーム助成金の額は、前条第 1 項に規定する対象経費の総額に 2 分の 1 を乗じた額（千円未満の端数があるときは、切り捨てた額）とし、3 0 万円を限度とする。

2 リフォーム助成金の交付は、同一物件及び同一申請者（同居人も含む。）に対して 1 回を限りとする。

（リフォーム助成金の交付申請）

第 1 4 条 リフォーム助成金の交付を受けようとする者は、住定日から 1 年以内に、利根町空き家リフォーム工事助成金交付申請書（様式第 5 号）及び利根町空き家リフォーム工事助成金承諾書兼誓約書（様式第 6 号）に別表第 3 に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、リフォーム助成金の交付を受けようとする者が、第 7 条

第1項の申請をし、又は子育て奨励金の交付の決定を受けている時は、町長は、前項各号に掲げる添付書類の一部を省略させることができる。

(リフォーム助成金の交付決定)

第15条 町長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、リフォーム助成金の交付を決定したときは、利根町空き家リフォーム工事助成金交付決定通知書(様式第7号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(交付申請書の内容変更の届出)

第16条 前条の規定による決定通知を受けた者が第14条第1項の規定による申請の内容の変更をするときは、利根町空き家リフォーム工事変更届出書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届け出を受け、リフォーム工事の変更を認めたときは、利根町空き家リフォーム工事助成金変更交付決定通知書(様式第9号)を当該届出をした者に通知するものとする。

(リフォーム工事の完了報告)

第17条 第15条の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該リフォーム工事が完了したときは、利根町空き家リフォーム工事完了報告書(様式第10号)に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

(1) リフォーム工事に係る領収書又は工事費用の支払いを証明できる書類の写し

(2) リフォーム工事施工後の現場写真

(完了検査及び交付額の確定)

第18条 町長は、前条の報告を受け、速やかに検査を行い、適正と認めたときは、空き家リフォーム工事助成金の額を決定し、利根町空き家リフォーム工事助成金交付額確定通知書(様式第11号)により当該報告をした者に通知するものとする。

(空き家リフォーム工事助成金の請求)

第19条 前条の規定による通知を受けた者は、利根町空き家リフォーム工事助成金交付請求書(様式第12号)によりリフォーム助成金の請求をするものとする。

(リフォーム助成金の交付)

第20条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかにリフォーム助成金を交付するものとする。

(リフォーム助成金の取消し)

第21条 リフォーム助成金の交付（又は交付決定）を受けた者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付の決定を取り消し、期限を定めてその返還を命ずることができるものとする。ただし、町長がやむをえない特別な事情があると認める場合はこの限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により、リフォーム助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付決定を受けた日から5年以内に転出又は転居したとき。（空き家所有者は除く。）
- (3) 交付決定を受けた日から5年以内に空き家を賃貸の目的として使用しなくなったとき。
- (4) 交付決定を受けた日から5年以内に町税等を滞納したとき。
- (5) 交付決定を受けた日から5年以内に住宅を取り壊したとき。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年利根町告示第32号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年告示第29号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の利根町空き家バンク助成金等交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年告示第8号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第26号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

子育て奨励金の交付申請に必要な添付書類

空き家購入者及び 空き家賃借者	(1) 自治会等加入証明書（様式第 3 号） (2) 利根町空き家バンク利用による空き家の売買契約書又は賃貸 借契約書の写し (3) 空き家の建築確認済証又は建築基準法に基づく建築確認を受 けている建築物であることが確認できる書類の写し
--------------------	--

別表第 2（第 1 2 条関係）

リフォーム工事

建築物の維持及び 機能向上を目的と して行う当該建築 物の構造部分及び 付帯設備の修繕工 事、模様替え工事及 び増改築工事とす る。	(1) 基礎、土台、柱の修繕・補強工事 (2) 外壁、屋根、内壁、天井、床の修繕工事 (3) 塗装工事 (4) 給排水、換気、電気、ガス、通信等の設備工事 (5) 外壁、屋根、庇、樋の設置・修繕工事 (6) 間取りの変更、増築（増築面積は 10 平方メートル以内である こと）等模様替え工事 (7) 玄関、居室、台所、洗面所、浴室、便所を改良する工事 (8) 建具の取替等の工事 (9) ベランダ、バルコニーの設置・修繕工事
---	---

別表第3（第14条関係）

リフォーム助成金の交付申請に必要な添付書類

空き家購入者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自治会等加入証明書（様式第3号） (2) 空き家の売買契約書の写し (3) 空き家の建築確認済証又は建築基準法に基づく建築確認を受けている建築物であることが確認できる書類の写し (4) リフォーム工事の箇所及び内容の詳細が分かる書類 (5) リフォーム工事の見積書 (6) 工事施工前の現場写真
空き家賃借者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自治会等加入証明書（様式第3号） (2) 空き家の賃貸借契約書の写し (3) 空き家の建築確認済証又は建築基準法に基づく建築確認を受けている建築物であることが確認できる書類の写し (4) 空き家所有者のリフォーム工事承諾書 (5) リフォーム工事の箇所及び内容の詳細が分かる書類 (6) リフォーム工事の見積書 (7) 工事施工前の現場写真
空き家所有者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 空き家の賃貸借契約書の写し (2) 空き家の建築確認済証又は建築基準法に基づく建築確認を受けている建築物であることが確認できる書類の写し (3) リフォーム工事の箇所及び内容の詳細が分かる書類 (4) リフォーム工事の見積書 (5) 工事施工前の現場写真

●利根町空家等対策計画（第1期）に基づく取組
取組状況（実績）は以下のとおりです。

○「空家等所有者に関するアンケート」について

件数	平成29年度	令和4年度
送付	272件	437件
回答	139件	167件

※利根町空家等対策計画策定に伴い、所有者等の意向調査を実施しました。

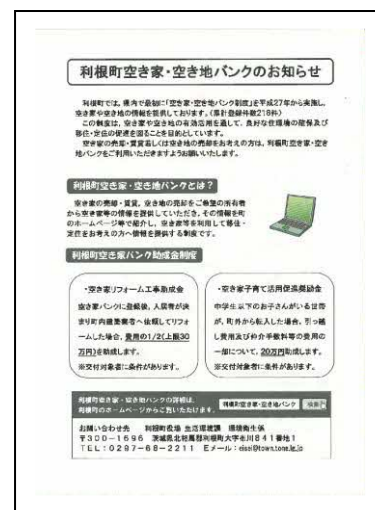
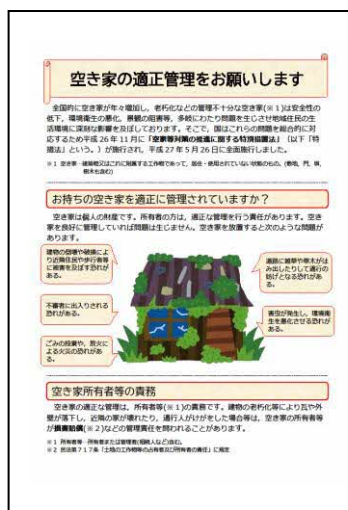
○「空家等に対する啓発チラシの作成」について

作成年	チラシ名
2012年 4月	「利根町の空き家・空き地バンクのお知らせ」
2019年 2月	「利根町空き家のススメ」
2020年 8月	「空き家の適正管理をお願いします」

※空家等に対する啓発チラシの作成と配布により周知しました。

○「固定資産税の納税通知書への啓発チラシ同封」について

空き家の未然防止や適切な管理、活用を促すため、固定資産税の納税通知書に啓発や活用促進のチラシを同封しました。



○「空家等実態調査」について

実 施	調査方法	空き家件数
平成27年度	区長による町内全域調査及び 職員による確認・判定	344件
平成30年度	区長による町内全域調査及び 職員による確認・判定	397件
令和元年度	職員による確認・判定	392件
令和2年度	職員による確認・判定	372件
令和3年度	区長による町内全域調査及び 職員による確認・判定	437件

※3年に一度、区長による町内全域調査を実施しました。それ以外の年では、職員が調査を行ないました。

	新規空き家件数	空き家でなくなった件数
平成30年度	149件	96件
令和元年度	21件	26件
令和2年度	10件	31件
令和3年度	139件	81件

※実態調査により把握した件数に対して、新規空き家と空き家でなくなった件数

○空家等の管理状況による判定結果

	A判定 (管理不全)	B判定 (修理や管理をすれば適正)	C判定 (適正に管理されている)
平成30年度	18件	40件	339件
令和元年度	16件	45件	331件
令和2年度	18件	35件	319件
令和3年度	38件	92件	307件

※実態調査により確認した空家等の管理状況

○「空家等の相談件数及び改善件数」について

年 度	相談件数	改善件数
平成30年度	78件	37件
令和元年度	88件	60件
令和2年度	69件	38件
令和3年度	30件	10件

※各年度ごとの相談件数及び改善件数

○「空き家・空き地バンク」について

件 数 (累計)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
空き家・空き地登録	111件	157件	172件	185件
空き家・空き地成約	58件	65件	69件	74件

※空き家・空き地バンク制度の登録件数及び成約件数

○「空き家バンク助成金等」について

件 数 (累計)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
子育て活用奨励金交付件数	8件	8件	9件	9件
空き家リフォーム工事助成金 交付件数	24件	25件	27件	27件

※空き家・空き地バンク制度を活用した助成金交付件数



利根町観光協会
イメージキャラクター
「とねりん」

利根町空家等対策計画

令和5年4月1日発行

発行：利根町

編集：利根町 生活環境課

〒300-1696

茨城県北相馬郡利根町大字布川841番地1

TEL 0297-68-2211 (代表)